

記載要領・許可申請書等記載例

記載要領[様式第一号 建設業許可申請書]

- 1 「 地方整備局長 「国土交通大臣 「般
北海道開発局長 及び 「特」 については、不要のものを消すこと。
知事」 、
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により許可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA 建 設 工 業 のように左詰めで記入すること。
- 5 「申請の区分」の欄の「許可の有効期間の調整」の欄は、この申請書により許可を申請する時に、既に許可を受けている建設業の全部について許可の更新の申請を行い許可の有効期間の満了の日を同一とする場合は「1」を、しない場合は「2」をカラムに記入すること。
- 6 「許可を受けようとする建設業」の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゆんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 7 「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により許可を申請する時に既に許可を受けている建設業があれば6と同じ要領で記入すること。
なお、更新の申請の場合は、 「許可を受けようとする建設業」の欄及び 「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄の両方に記入すること。
- 8 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。

- 9 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 (株) A 建 設
 B 建 設 (有)

種類	略号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 10 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。
- 11 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 12 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

13 [1] [1] 「主たる営業所の所在地」の欄は、12により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については-（ハイフン）を用いて、例えば[震]が[関] [2] [1] [1] [3] [] のように記入すること。

14 [1] [2] のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ-（ハイフン）で区切り、例えば[0] [3] [-] [5] [2] [5] [3] [-] [8] [1] [1] [1] [] のように左詰めで記入すること。

15 [1] [3] 「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

16 [1] [5] 「許可換えの区分」の欄並びに[1] [6] 「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、現在許可を受けている行政以外の行政庁に対し新規に許可を申請する場合にのみ記入すること。

「旧許可番号」の欄の 「大臣
知事
コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に

従い、該当するコードを記入すること。

また、「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、例えば[0] [0] [1] [2] [3] [4] 又は[0] [1] [月] [0] [1] 日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

記載要領〔 様式第一号 別紙二（1） 営業所一覧表（新規許可等） 〕

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
 - 2 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
 - 3 [8][3]及び[8][8]「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

「変更前」の欄は、既に営業している建設業がある場合は同様の要領により記入すること。

- 4 [8][5]「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

5 [8][6]「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー（ハイフン）を用いて、例えば霞が関[2]-[1]-[1][3]のように記入すること。

6 [8][7]のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー（ハイフン）で区切り、例えば0[3]-[5][2][5][3]-[8][1][1][1]のように左詰めで記入すること。

記載要領[様式第一号 別紙四 営業所技術者等一覧表]

1 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（2）「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が**営業所技術者等**となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土ー9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを一（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

「1」・・・・・・法第7条第2号イ該当
 「4」・・・・・・法第7条第2号ロ該当
 「7」・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

「2」・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 「3」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
 「5」・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 「6」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
 「8」・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 「9」・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が**営業所技術者等**として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

記載例（新規申請の場合）

○ ← ステープラ(ホッチキス)又は綴り紐で綴じること → ○

区分	提出先	提出部数
岐阜県知事 許可	土木事務所 総務課	正1部、副2部

建設業許可申請書

書類作成代行連絡先記入欄

行政書士名又は行政書士法人名

申請区分	説明
① 新規	現在、有効な許可をどの許可行政府からも受けていない場合
2 許可換新規	申請しようとする許可行政府以外の許可行政府から、現在有効な許可を受けている場合
3 般・特新規	(1)一般許可のみ受けている者が、新たに特定許可を申請する場合 (2)特定許可のみ受けている者が、新たに一般許可を申請する場合
4 業種追加	(1)一般許可を受けている者が、他の業種について一般許可を申請する場合 (2)特定許可を受けている者が、他の業種について特定許可を申請する場合
5 更新	現在許可を受けている業種について、有効期限満了後も許可の効力を継続させるため申請する場合
6 般・特新規+業種追加	般・特新規及び業種追加を同時に申請する場合
7 般・特新規+更新	般・特新規及び更新を同時に申請する場合
8 業種追加+更新	業種追加及び更新を同時に申請する場合
9 般・特新規+業種追加+更新	般・特新規、業種追加及び更新を同時に申請する場合

(注)該当する申請区分について、1~9のいずれか一つの数字を○で囲むこと。

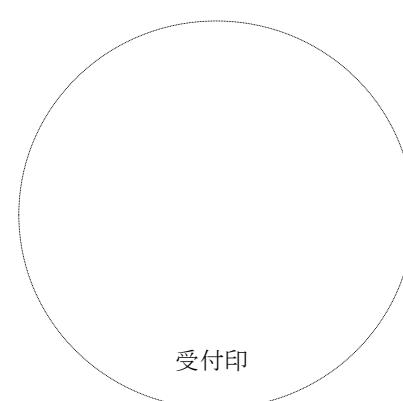
郵便番号	5	0	0	8	5	7	0	
主たる営業所の所在地	岐阜市薮田南2-1-1							
(フリガナ)	ギフケンセツ							
商号又は名称	岐阜建設(株)							
(フリガナ)	ギフ タロウ							
代表者氏名	代表取締役 岐阜 太郎							
市外局番								
電話番号	(058)		272		-		1111	

許可番号※	許可年月日※
(-) 第 号	令和 年 月 日

※この欄は記入しないこと。

許可を受けようとする建設業							
許可区分	業種	許可区分	業種	許可区分	業種	許可区分	業種
般 (特)	土木工事業	般	特	管工事業	般	特	塗装工事業
般 特	建築工事業	般	特	タイル・れんが・ブロック工事業	般	特	防水工事業
般 特	大工工事業	般	特	鋼構造物工事業	般	特	内装仕上工事業
般 特	左官工事業	般	特	鉄筋工事業	般	特	機械器具設置工事業
般 (特)	とび・土工工事業	般	特	舗装工事業	般	特	熱絶縁工事業
般 特	石工事業	般	特	しゅんせつ工事業	般	特	電気通信工事業
般 特	屋根工事業	般	特	板金工事業	般	特	造園工事業
般 特	電気工事業	般	特	ガラス工事業	般	特	さく井工事業

(注)許可を受けようとする建設業について、般(一般建設業)又は、特(特定建設業)のいずれかの文字を○で囲むこと。



建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

令和 6年 4月 1日

中部地方整備局長 北海道開発局長 岐阜県知事 殿	不要のものを消す	岐阜市薮田南2-1-1 岐阜建設株式会社 代表取締役 岐阜 太郎	行政書士の代理申請の場合は、申請者名等を記載し、その下に代理人の住所・職氏名を記載します。																											
<table border="1"> <tr> <td colspan="3">行政庁側記入欄</td> <td>大臣コード 大臣 知事</td> </tr> <tr> <td>許可番号</td> <td>項目番号 0 1</td> <td>3</td> <td>「行政庁側記入欄」は記入しない</td> </tr> <tr> <td>申請の区分</td> <td>0 2</td> <td>3</td> <td>国土交通大臣 許可 (般 - 特) 第 5 10 号 令和 11 13 15 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>申請年月日</td> <td>0 3</td> <td>3 5 7</td> <td>許可年月日 1. 新規 4. 業種追加 7. 般・特新規+更新 2. 許可換え新規 5. 更新 8. 業種追加+更新 3. 般・特新規 6. 般・特新規+業種追加 9. 般・特新規+業種追加+更新 許可の有効期間の調整 4 2 (1. する) (2. しない)</td> </tr> </table>				行政庁側記入欄			大臣コード 大臣 知事	許可番号	項目番号 0 1	3	「行政庁側記入欄」は記入しない	申請の区分	0 2	3	国土交通大臣 許可 (般 - 特) 第 5 10 号 令和 11 13 15 年 月 日	申請年月日	0 3	3 5 7	許可年月日 1. 新規 4. 業種追加 7. 般・特新規+更新 2. 許可換え新規 5. 更新 8. 業種追加+更新 3. 般・特新規 6. 般・特新規+業種追加 9. 般・特新規+業種追加+更新 許可の有効期間の調整 4 2 (1. する) (2. しない)											
行政庁側記入欄			大臣コード 大臣 知事																											
許可番号	項目番号 0 1	3	「行政庁側記入欄」は記入しない																											
申請の区分	0 2	3	国土交通大臣 許可 (般 - 特) 第 5 10 号 令和 11 13 15 年 月 日																											
申請年月日	0 3	3 5 7	許可年月日 1. 新規 4. 業種追加 7. 般・特新規+更新 2. 許可換え新規 5. 更新 8. 業種追加+更新 3. 般・特新規 6. 般・特新規+業種追加 9. 般・特新規+業種追加+更新 許可の有効期間の調整 4 2 (1. する) (2. しない)																											
許可を受けようとする建設業	0 4	土建 大工 左官 石屋 電気 管工 夕鋼 筋金 舗しゆ板 ガラス 防内機 鋼通 鋼井具 水消栓 解放	項番04: 今回許可を申請する業種 項番05: 申請時に許可を受けている業種について、一般「1」、特定「2」を記入 * 更新の場合、項番04・05に同じ数字を記入 (1. 一般) (2. 特定)																											
商号又は名称のフリガナ	0 6	ギフケンセツ	濁音又は半濁音を表す文字については、1文字として扱う。[例:ギ, パ] (株)等、法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しない。																											
商号又は名称	0 7	岐阜建設(株)	法人の種類を表す文字については、記載要領の略号を用いること。[例: 株式会社→(株)] 姓と名の間は1カラム空けて記入																											
代表者又は個人の氏名のフリガナ	0 8	ギフトタロウ	申請者が個人の場合において、支配人登記を行っている場合のみ記載																											
代表者又は個人の氏名	0 9	岐阜 太郎	支配人の氏名																											
主たる営業所の所在地市区町村コード	1 0	21201	都道府県名 岐阜県 市区町村名 岐阜市																											
主たる営業所の所在地	1 1	薮田南2-1-1	市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を記入 丁目、番及び号については-(ハイフン)を用いて記入																											
郵便番号	1 2	500-8570	電話番号 058-272-1111 左詰めで記入																											
<table border="1"> <tr> <td colspan="3">法人又は個人の別</td> <td>3</td> <td>資本金額又は出資総額 (1. 法人) (2. 個人)</td> <td>4 5 10 右詰めで記入 40000 (千円)</td> <td>法人番号 4 0 0 0 0 2 0 2 1 0 0 0 5</td> </tr> <tr> <td colspan="3">兼業の有無</td> <td>3</td> <td>(1. 有) (2. 無)</td> <td>建設業以外に行っている営業の種類 宅地建物取引業</td> <td>申請者の法人番号を記入 個人事業者は記入しない</td> </tr> <tr> <td colspan="3">許可換えの区分</td> <td>3</td> <td>(1. 大臣許可→知事許可) (2. 知事許可→大臣許可) (3. 知事許可→他の知事許可)</td> <td></td> <td>「許可換え新規」の場合のみ記入</td> </tr> <tr> <td>旧許可番号</td> <td>1 6</td> <td>3</td> <td>大臣コード 知事</td> <td>国土交通大臣 許可 (般 - 特) 第 5 10 号 令和 11 13 15 年 月 日</td> <td>旧許可年月日</td> </tr> </table>				法人又は個人の別			3	資本金額又は出資総額 (1. 法人) (2. 個人)	4 5 10 右詰めで記入 40000 (千円)	法人番号 4 0 0 0 0 2 0 2 1 0 0 0 5	兼業の有無			3	(1. 有) (2. 無)	建設業以外に行っている営業の種類 宅地建物取引業	申請者の法人番号を記入 個人事業者は記入しない	許可換えの区分			3	(1. 大臣許可→知事許可) (2. 知事許可→大臣許可) (3. 知事許可→他の知事許可)		「許可換え新規」の場合のみ記入	旧許可番号	1 6	3	大臣コード 知事	国土交通大臣 許可 (般 - 特) 第 5 10 号 令和 11 13 15 年 月 日	旧許可年月日
法人又は個人の別			3	資本金額又は出資総額 (1. 法人) (2. 個人)	4 5 10 右詰めで記入 40000 (千円)	法人番号 4 0 0 0 0 2 0 2 1 0 0 0 5																								
兼業の有無			3	(1. 有) (2. 無)	建設業以外に行っている営業の種類 宅地建物取引業	申請者の法人番号を記入 個人事業者は記入しない																								
許可換えの区分			3	(1. 大臣許可→知事許可) (2. 知事許可→大臣許可) (3. 知事許可→他の知事許可)		「許可換え新規」の場合のみ記入																								
旧許可番号	1 6	3	大臣コード 知事	国土交通大臣 許可 (般 - 特) 第 5 10 号 令和 11 13 15 年 月 日	旧許可年月日																									

役員等、営業所及び営業所技術者等（建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者及び同法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。以下同じ。）については別紙による。

連絡先 許可申請書類を作成した方 又は 申請内容に係る質問等に応答できる方の氏名、電話番号、FAX番号を記入

所属等 総務課 氏名 稲葉 司 電話番号 058-272-1111

ファックス番号 058-278-2734

記載例

役員等の一覧表

令和 6年 4月 1日

役員等の氏名及び役名等			
氏 フ リ ガ ナ 名	役 名 等	常勤・非常勤の別	
ギフ 岐阜	タロウ 太郎	代表取締役社長	
オチアイ 落合	マサハル 雅春	常務取締役	
アツミ 厚見	ハチロー 八郎	取締役	
オオタ 太田	ナツキ 夏生	取締役	
カノウ 加納	チアキ 千秋	顧問	
アカサカ 赤坂	フユツグ 冬嗣	株主等	

○申請者が法人の場合は、下記の者を全員記載する。

(1) 業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者

- ・業務を執行する社員：持分会社の業務を執行する社員
- ・取締役：株式会社の取締役
- ・執行役：指名委員会等設置会社の執行役
- ・これらに準ずる者：法人格のある各種組合等(協同組合、協業組合、森林組合等)の理事等
* 執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として含まない

(2) 法人に對し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者

- ・相談役及び顧問
- ・総株主の100分の5以上の議決権を有する株主及び出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る)
* 法人である株主及び出資者は記載不要。

○「常勤の役員」とは、原則として本社・支店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに常時所定の時間中、その職務に従事している者をいう。

○申請者が個人の場合は、添付不要。

- 1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載すること。
2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

記載例

営業所一覧表（新規許可等）

行政庁側記入欄		
区	分	項番 3 8 1 1
「行政庁側記入欄」は記入しない		
許可番号	項番 3 8 2	大垣

※「営業所」とは、

本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。

本店又は支店は常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行うなど建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、建設業法第3条第1項の「営業所」に該当する。

建設業に關係のある事務所であっても特定の目的のため臨時に置かれる工事事務所、作業所等又は単なる事務連絡のために置かれる事務所は該当しない。

国土交通大臣 許可（般一） 第 号 令和 年 月 日
岐阜県知事 特

(主たる営業所)

主たる営業所の名称	フリガナ ホンテン 本店	※「主たる営業所」とは、 建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する一か所の営業所をいい、通常は本社、本店等であるが、名目上の本社、本店等であっても、その実態を有しないもの（単なる登記上の本社、本店等）はこれに該当しない。 * 経営業務の管理責任者 及び 営業所技術者等 を置く営業所
記載例「新規」の場合	営業しようとする建設業 8 3 2 1 2 3 5 10 変更前	土建 大 左と 石屋 電管 タ 鋼 3 5 10 15 20 25 30 1. 一般

* 従たる営業所が3箇所以上ある場合は、この欄は1枚目のみ記入する。

(従たる営業所)

記載例「新規」の場合	従たる営業所の名称 8 4 大垣 支店 23 25	※「従たる営業所」には、 主たる営業所以外の「常時建設工事の請負契約を締結する営業所」が該当する。 兼業事業のみを行う営業所については、記入しないこと。 * 令第3条に規定する使用人 及び 営業所技術者等 を置く営業所
内 容	従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 2 1 2 0 2 3 5 従たる営業所の所在地 8 6 江崎町 23 25 郵便番号 8 7 5 0 3 - 0 8 3 8 3 5 6 営業しようとする建設業 8 8 2 1 2 3 5 10 変更前	都道府県名 岐阜県 10 15 20 30 35 40 *「新規」の場合は、 すべての従たる営業所について記入すること
	市 区町村名 大垣市 15 20 25 30 35 40 記入方法は 申請書の 項番10~12 と同様	
	土建 大 左と 石屋 電管 タ 鋼 筋 補しゆ板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 3 5 10 15 20 25 30 35 40 1. 一般 2. 特定	

上段：当該営業所で営業しようとする業種
下段：空欄

について、一般「1」、特定「2」を記入

(従たる営業所)

記載例「業種追加」の場合	従たる営業所の名称 8 4 多治見 支店 23 25	*「業種追加」「般・特新規」の場合は、 営業しようとする業種が変更となる営業所についてのみ記入すること (業種が変更とならない営業所については、記入不要)
内 容	従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 2 1 2 0 4 3 5 従たる営業所の所在地 8 6 上野町 23 25 郵便番号 8 7 5 0 7 - 8 7 0 8 3 5 6 営業しようとする建設業 8 8 2 1 2 3 5 10 変更前 2 1 2	都道府県名 岐阜県 10 15 20 30 35 40 市 区町村名 多治見市 15 20 25 30 35 40 記入方法は 申請書の 項番10~12 と同様
	土建 大 左と 石屋 電管 タ 鋼 筋 補しゆ板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 3 5 10 15 20 25 30 35 40 1. 一般 2. 特定	

上段：「業種追加」「般・特新規」の場合、変更がない業種も含め、
当該営業所で営業しようとするすべての業種

下段：申請時に許可を受けている業種
について、一般「1」、特定「2」を記入

記載例

営業所一覧表（更新）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
営業所	本店	〒 500-8570 岐阜市薮田南2-1-1 058-272-1111	土と水	建解
	大垣支店	〒 503-0838 大垣市江崎町422-3 0584-73-1111	土と	解
	多治見支店	〒 507-8708 多治見市上野町5-68-1 0572-23-1111	土と水	建解
従たる営業所				
			「営業しようとする建設業」の欄は、 今回の申請で、許可を受けようとする建設業のうち 当該営業所において営業しようとする建設業を 一般と特定に分けて、略号で記載する。	
			※「更新」と同時に「業種追加」「般・特新規」を申請する場合【申請区分7・8・9】の添付書類	
		「別紙二(2) 営業所一覧表（更新）」は使用せず、 「別紙二(1) 営業所一覧表（新規許可等）」に下記のとおり記載し、申請書に添付して下さい。 ・右上の余白に申請区分を記載 例：「区分8 業種追加+更新」 ・すべての営業所を記載 更新のみの営業所については、「(従たる営業所の名称)」の右横に「更新」と記載		

1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。

2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

記載例

營業所技術者等一覽表

令和 6年 4月 1日

記載例

○← ステープラ(ホッチキス)又は綴り紐で綴じること →○

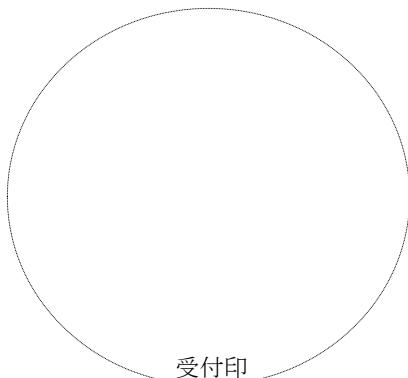
区分	提出先	提出部数
岐阜県知事 許可	土木事務所 総務課	正1部、副2部

事業年度終了届出書

(第 18 期 事業年度 ・ 令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日 まで)

郵便番号	5 0 0 - 8 5 7 0
主たる営業所の 所在地	岐阜市司町1
(フリガナ)	ギフヤブタコウムテン
商号又は名称	(株)岐阜薮田工務店
(フリガナ)	ヤブタ ケンイチロウ
代表者氏名	代表取締役 薮田 建一郎
市外局番	
電話番号	(058) 272 - 1111

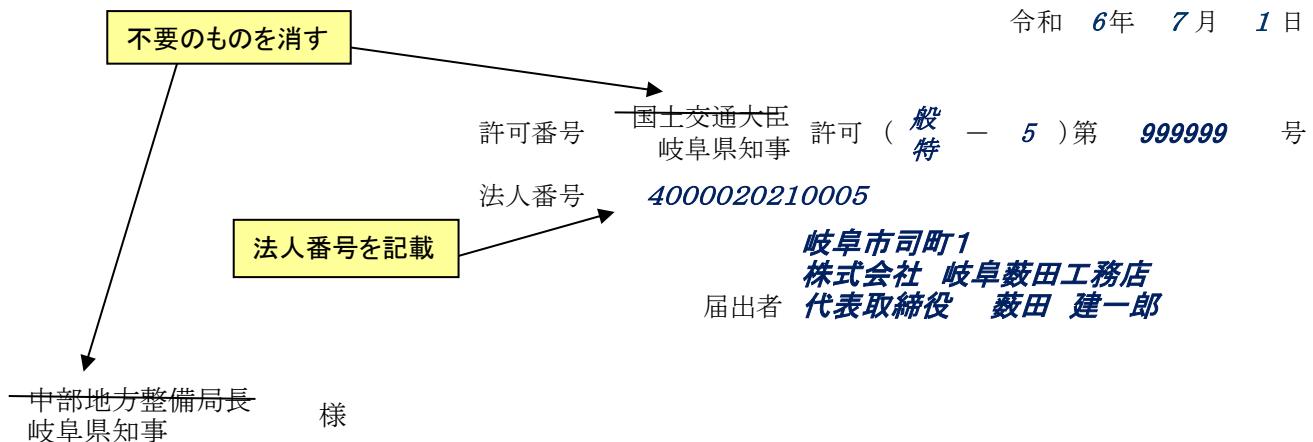
許可番号	許可年月日
(業特 - 5) 第 999999 号	令和 5 年 5 月 10 日



手 続 代 行 者	行政 書 士
-----------------------	--------------

記載例

変更届出書



事業年度（第 18 期 令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日 まで）
が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

- 記
- 提出書類の該当番号に○を付ける
- | | | |
|-----------------------|-----------------------------|------------------|
| (1) 工事経歴書 | (2) 工事施工金額 | (3) 貸借対照表及び損益計算書 |
| (4) 株主資本等変動計算書及び注記表 | (5) 事業報告書 | (6) 附属明細表 |
| (7) 法人税納付済額証明書 [大臣許可] | (8) 事業税納付済額証明書 [知事許可] | |
| (9) 使用人数 | (10) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 | |
| (11) 定款 | (12) 健康保険等の加入状況 | |

記載要項

- 1 「国土交通大臣」「中部地方整備局長」「岐阜県知事」及び「岐阜県知事」については、不要のものを消すこと。
- 2 (1) から (12) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

記載例

岐阜県収入証紙納付書

記載要領 [様式第二号 工事経歴書]

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
* 経営規模等評価の申請を行う者は、「税抜」で作成すること。(ただし、免税業者については、「税込」で作成。)
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完工工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未完工事」という。）を記載すること。
記載を要する完工工事及び未完工事の範囲については、以下のとおりである。

(1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合

- ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完工工事（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完工工事及び未完工事。以下同じ。）について、当該完工工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完工工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完工工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完工工事については記載を要しない。
- ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完工工事について、すべての完工工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完工工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完工工事については記載を要しない。
- ③ さらに、それに続けて、主な未完工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

(2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完工工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未完工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行つた工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完工工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完工工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該契約に係る完工工事について、その完工工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、最終ページにおいて、完工工事の件数の合計並びに完工工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完工工事の件数の合計並びに完工工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

経営事項審査の申請を行う場合																					
「業種追加」「般特新規」で事業年度終了届が適正に提出されている場合は すでに許可のある業種については工事経歴書の記載は省略可能																					
記載 例	業種ごとに作成する (建設工事の種類)			とび・土工・コンクリート			工事 (税込)			税抜											
完成工事全体の7割超 ① 元請工事全体の7割超 ② ①以外の元請工事及び下請工事 ③ 未成工事	岐阜土木事務所 西濃農林事務所 (株)名古屋工業 (株)揖斐工務店 (株)中濃組 A (株)郡上興	元請 JV 元請 元請 下請 下請 元請 下請	県道災害復旧事業 揖斐川水路工事 (株)名古屋工業本社ビル基礎工事 (株)揖斐工務店社屋基礎工事 市道法面整備工事 Aビル基礎工事 長良川河川改修工事	岐阜県岐阜市 岐阜県大垣市 愛知県名古屋市 岐阜県揖斐川町 岐阜県美濃市 岐阜県岐阜市 岐阜県郡上市	江崎 真一 レ レ 30,000 千円 18,000 千円 17,000 千円 レ	主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所にレ印を記載) 主任技術者 監理技術者	請負代金の額 1,000,000 千円 30,000 千円 0 千円 18,000 千円 0 千円 15,000 千円	工 期 令和 5 年 10 月 令和 5 年 7 月 令和 5 年 12 月 令和 5 年 6 月 令和 5 年 7 月 令和 5 年 10 月 令和 6 年 2 月	着工年月 令和 6 年 3 月 令和 5 年 12 月 令和 6 年 3 月 令和 5 年 12 月 令和 6 年 2 月 令和 6 年 6 月 令和 6 年 2 月	完成又は 完成予定年月 2 月 2 月 2 月 2 月 2 月 2 月 2 月											
											税抜で作成すること。 (免税業者は税込処理とす										
											下記の業種については、該当する内訳工事に○印を付し、工事金額を記載										
											土木一式: PC とび・土工: 法面処理 鋼構造物: 鋼橋上部										
											各工事現場に置かれた配置技術者について該当する箇所にレ印を記載										
											ここまで計 元請工事の7割										
											ここまで計 完成工事の7割										
											個人の氏名が特定されないように記載 (「工事名」欄も同様)										
工事進行基準を採用する工事は その完成工事高をカッコ書きで上段に付記 小計・合計欄はカッコ書きの数値を集計																					
「その他〇件」は 令和6年度手引改正により記載不要となりました																					
各業種の最終ページの「小計」欄に 工事経歴書に記載された完成工事の件数 及び請負代金の額の合計を記 (最終ページ以外は記載不要)																					
「小計」・「合計」のうち、 元請工事に係る請負代金の額の合計を記載																					
うち 元請工事																					
小計 7 件 180,000 千円 48,000 千円 100,000 千円 30,000 千円																					
うち 元請工事																					
合 計 30 件 250,000 千円 48,000 千円 125,000 千円 30,000 千円																					
各業種の最終ページの「合計」欄に 工事経歴書に記載されていない完成工事も含めた 全ての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載 (最終ページ以外は記載不要)																					
様式第3号 「直前3年の各事業年度における工事施工金額」の 当該業種の「公共+民間」の額と一致																					
【記載できない工事実績例】																					
下記業務は、兼業売り上げとして整理してください																					
・除草、草刈り、伐採、剪定 ・側溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、 設備・機械器具等の保守点検・管理業務 ・土砂等運搬作業、資材の納入 ・地質調査、測量調査、設計業務																					
【個人の氏名の記載について】																					
「注文者」及び「工事名」の欄は、個人の氏名が特定されない方法で記載する (例)「田中 太郎邸新築工事」⇒「A邸新築工事」																					

経営事項審査の申請を行わない場合

記載
例

業種ごとに作成する

(建設工事の種類) とび・土工・コンクリート

とび・土工・コンクリート

加「般特新規」で事業年度終了届が適正に提出されている場合は
許可のある業種については工事経歴書の記載は省略可能

下記の業種については、該当する内訳工事に○印を付し、工事金額を記載
A4)
土木一式： PC
とび・土工： 法面処理
鋼構造物： 鋼橋上部

★ 経営事項審査を申請しない場合の記載方法 ★

【完成工事】

① 元請及び下請工事について、完成工事全体の7割を超えるところまで、

又は、10件までのどちらか少ない件数を請負代金の額の大きい順に記載

【未成工事】

② ①に続けて、主な未竣工について、請負代金の額の大きい順に記載

【個人の氏名の記載について】

「注文者」及び「工事名」の欄は、個人の氏名が特定されない方法で記載する

小計	7 件	180,000 千円	48,000 千円	うち 元請工事	
				117,000 千円	30,000 千円
合計	30 件	250,000 千円	48,000 千円	125,000 千円	30,000 千円

各業種の最終ページの「合計」欄に
工事経歴書に記載されていない完成工事も含めた
全ての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載
(最終ページ以外は記載不要)

様式第3号
「直前3年の各事業年度
における工事施工金額」
の
当該業種の「公共・民間」

【記載できない工事実績例】

下記業務は、兼業売り上げとして整理してください

- ・除草、草刈り、伐採、剪定
- ・側溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、設備・機械器具等の保守点検・管理業務
- ・土砂等運搬作業、資材の納入
- ・地質調査、測量調査、設計業務

直前3年の各事業年度における工事施工金額

該当するものを「○」で囲む 4)

(税込 税抜 / 単位:千円)

事業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
		土木一式 工事	とび・土工 工事	防水 工事	造園 工事		
第16期 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	元請	200,000	50,000	0	10,000	0	263,000
	下請	0	140,000	0	0	0	147,000
	計	200,000	200,000	0	0	0	438,000
						・許可を有しない業種の「軽微な工事」の金額を記載 ・「業種追加」で既に許可のある業種についてはこの欄に記載 用紙が2枚以上になる場合は最終ページに記載	(税込)
第17期 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	元請	190,000	10,000	9,000	0	0	299,000
	下請	0	0	7,000	0	0	37,000
	計	190,000	240,000	0	0	0	481,000
						三年間に税込・税抜に変更があった場合は欄外に該当方式を記載	(税込)
第18期 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	元請	160,000	80,000	0	0	0	260,000
	下請	0	45,000	0	10,000	3,000	58,000
	計	160,000	125,000	0	7,000	2,000	134,000
					0	37,000	5,000
第一期 令和年月日から 令和年月日まで	元請						
	下請						
	計						
						「工事経歴書」の請負代金の額の合計と一致	様式第16号(法人用)又は様式第19号(個人用) 「損益計算書」の完工工事高と一致
第二期 令和年月日から 令和年月日まで	元請						
	下請						
	計						
					すべての許可業種について記載 (実績がない場合は、「0」を記載)		
第三期 令和年月日から 令和年月日まで	元請						
	下請						
	計						

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大企業にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「(単位:千円)」とあるのは「(単位:百万円)」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

記載例

許可申請の場合は、申請する日における使用人を、
変更届の場合は、事業年度終了の日における使用人を記載

(用紙A4)

和 6 年 4 月 1 日

使 用 人 数

両方に該当する場合は、主となる方に計上

営業所の名称	技術関係使用人			合 計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人	事務関係使用人	
本店	4 人	2 人	8 人	14 人
大垣支店	2	0	2	4
多治見支店	3	0	2	5
・主たる営業所を含む、全ての営業所について記載 ・様式第一号別紙二（1）又は（2）に記載した順に記載	各営業所に所属する技術者のうち、専任技術者の要件を満たす使用人の数を記載		建設業に従事する事務関係の使用人の数を記載	
			各営業所に所属する技術者のうち、専任技術者の要件を満たさない使用人の数を記載（いない場合は0を記載）	
○建設業に従事している使用人の数を記載 ・代表権を有する役員、個人事業主等を含む（ただし、法人の監査役は除く） ・日々雇用等雇用期間が限定されている者を除く ・兼業部門に従事する者を除く				
合 計	9 人	2 人	12 人	23 人

記載要領

1 この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人を、営業所ごとに記載すること。

2 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。

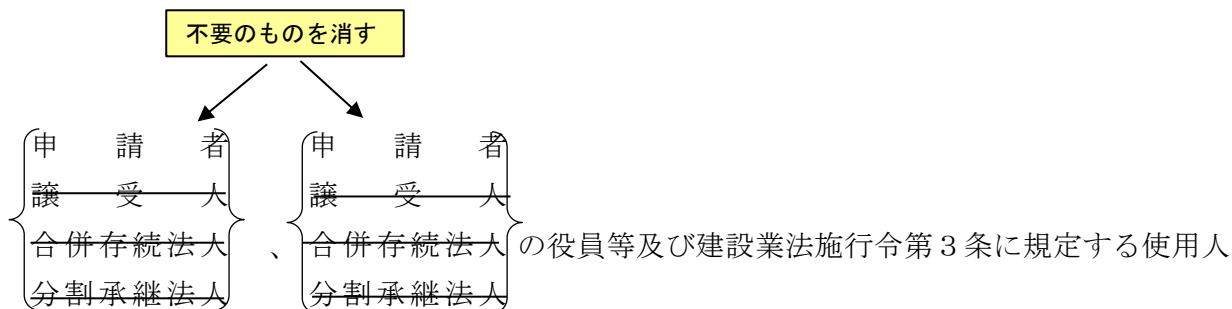
3 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

様式第六号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

記載例

（用紙A4）

誓 約 書



並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、同法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和 6年 4月 1日

申 請 者 岐阜市薮田南2-1-1
譲 受 人 岐阜建設 株式会社
合併存続法人 代表取締役 岐阜 太郎
分割承継法人

不要のものを消す

中部地方整備局長
北海道開発局長
岐阜県知事 殿

法第8条各号に該当しないことを誓約してください。

法第8条に該当する事実があるにもかかわらず、本用紙にて誓約した後に、欠格要件に該当していたことが判明した場合には、原則として「虚偽申請」として取り扱います。

記載要領

申 請 者 「申 請 者 「 地方整備局長
譲 受 人 譲 受 人 北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
合併存続法人 、 合併存続法人 、「 知事 」
分割承継法人 分割承継法人 」

記載要領 [様式第七号 常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書]

- 1 この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成すること。
- 2 (1) の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。

ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。

なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。
- 3 「 $\left\{ \begin{array}{l} (1) \\ (2) \\ (3) \end{array} \right\}$ 」、「 $\left\{ \begin{array}{l} \text{の常勤の役員} \\ \text{本 } \text{人} \\ \text{の 支 配 人} \end{array} \right\}$ 」、「 $\left\{ \begin{array}{l} \text{地方整備局長} \\ \text{北海道開発局長} \\ \text{知事} \end{array} \right\}$ 」、「申請者」「届出者」「国土交通大臣」「知事」及び「般特」について
では、不要のものを消すこと。
- 4 $\square \square \square \square$ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 ① ⑦ 「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「1. 新規」 ······ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合
「2. 変更」 ······ 現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合
「3. 常勤役員等の更新等」 ··· 常勤役員等について、現在証明されている者のまとめる場合

また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等の更新等」に該当する場合は①【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は②【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び③【変更前】の欄の両方に記入すること。
- 6 「変更の年月日」の欄は、5により① ⑦の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。
- 7 ① ⑧ 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により① ⑦の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば① ② ③ ④又は① ②月①日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 8 ① ⑨ 「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。
- 9 ② ①及び② ① 「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば建設□因郎□□のように左詰めで文字をカラムに記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば① ②月①日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ

役職名等 取締役 ← 経験当時の役職名を記載

経験年数 平成 22 年 4 月から 令和 6 年 3 月まで 満 14 年 0 月

証明者と被証明者との関係 役員 ← 証明者から見た被証明者との関係を記載

備考

- 証明者が届出者又は申請者以外の建設業者である場合は、「許可番号」「許可年月日」を記載
- 証明者が当時の使用者でない場合は、使用者からの証明を得ることができない理由を記載
例:使用者が死亡したため
使用者が解散したため
自営のため

(1)建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者
(2)建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る)として経営業務を管理した経験を有する者
(3)建設業に関し6年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者

不要のものを消す

に掲げる経験を有することを証明します

- ・経営業務の管理責任者としての経験を有した期間
- ・経験期間が中断している場合は、経験期間を各々記載
- ・原則として初月は不算入

原則、証明者は証明しようとする期間、被証明者が在職していた法人の代表者又は個人の事業主とする。
ただし、上記の者がいない場合は以下の順で証明者とする。

- 被証明者と同等以上の役職にあった者又はある者
- 当該事実を証し得る他の者
- 自己証明

令和 6 年 4 月 1 日

岐阜市薮田南2-1-1
岐阜建設 株式会社
証明者 代表取締役 岐阜 太郎

(2) 下記の者は、許可申請者 の常勤の役員 本法人 の支配人 で建設業法第7条第1号イ に該当する者であることに相違ありません。

中部地方整備局長
北海道開発局長
岐阜県知事 殿

不要のものを消す

新規、更新は申請者
変更は届出者

令和 6 年 4 月 1 日

岐阜市薮田南2-1-1
岐阜建設 株式会社
代表取締役 岐阜 太郎

申請又は届出区分 項番 3
1 7 1

変の年月日 令和 年 月 日

許可番号 大臣コード
知事
国土交通大臣
岐阜県知事 許可 (般特) 第 5 10 号
18 3 11 13 15

許可年月日 令和 年 月 日

様式第22号の2による届出も必要

項番17で「2」と記載した場合に記載

経営業務の管理責任者の変更がない業種追加や更新の場合

許可年月日が複数あるときは最も古いものを記入

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】											
氏名のフリガナ	<input type="text"/>	<input type="text"/> 1	<input type="text"/> 9	<input type="text"/> 3	オ	<input type="text"/> チ	姓の最初から記入し、濁点・半濁点も含んで1字とする 例:ダ				
氏 名	<input type="text"/>	<input type="text"/> 2	<input type="text"/> 0	<input type="text"/> 3	落	<input type="text"/> 合	<input type="text"/> 5	<input type="text"/> 雅	<input type="text"/> 春	<input type="text"/> 10	<input type="text"/>
住 所	岐阜市薮田南5-14-53										
現住所を記載											
<ul style="list-style-type: none"> ・姓と名の間は1カラム空ける ・法人(執行役員等を除く)の場合は登記事項証明書の字で記載 ・法人における執行役員等や個人の場合は身分証明書の字で記載 ・営業所技術者等(又は国家・監理技術者)を兼ねていて国家資格、卒業資格がある場合は、資格認定証明書、卒業証明書の字で記載 											
◎【変 更 前】											
項目21で記載した者については、届出書(様式第22号の3)による経営業務管理責任者の削除は不要											
氏 名	<input type="text"/>	<input type="text"/> 2	<input type="text"/> 1	<input type="text"/> 3	<input type="text"/>	<input type="text"/> 5	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 10	<input type="text"/>	<input type="text"/>
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕											
生 年 月 日	<input type="text"/> 13	<input type="text"/> 14	<input type="text"/>	<input type="text"/> 年	<input type="text"/> 16	<input type="text"/> 月	<input type="text"/> 18	<input type="text"/> 日			

備考

常勤役員等の略歴については、別紙による。

記載例

常勤役員等の略歴書

現 住 所	岐阜市薮田南5-14-53 ← 様式第七号に記載の住所と同じ		
氏 名	落合 雅春	生 年 月 日	昭和60年9月9日生
職 名	取締役 ← 申請時における職名を記載 例：代表取締役、事業主		
	期 間	從 事 し た 職 務 内 容	
歴	自 H18年4月1日 至 H20年3月31日	岐阜建設 株式会社 入社 本店営業部勤務	
	自 H20年4月1日 至 H21年9月30日	〃 本店営業課長	
	自 H21年10月1日 至 H22年3月31日	〃 本店営業部長	
	自 H22年4月1日 至 R6年4月1日現在	〃 取締役 現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日	・最終学歴後の経歴を記載する。 ・特に建設業に関連する内容は、すべて記載する。 ・勤務した会社名のほか経営経験が分かるよう具体的に記載する。	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	賞	年 月 日	賞 罰 の 内 容
		なし	
		建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰についても記載 該当がない場合は「なし」と記載	
罰	行政処分等の事実があるにもかかわらず、「賞罰の内容」欄に具体的な記載がなく、 行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には、原則として「虚偽申請」として取り扱います。		
		賞罰欄を記入した日を記載	
上記のとおり相違ありません。			
令和 6 年 4 月 1 日		氏 名 落合 雅春	

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

記載要領 [様式第七号の二 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書]

- 1 (1) の証明書は、被証明者 1 人について証明者別に作成すること。

2 (1) の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。

ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。

なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。

3 「 $\begin{cases} (1) \\ (2) \end{cases}$ 」、「 $\begin{cases} \text{の常勤の役員} \\ \text{本 } \end{cases}$ 」、「 $\begin{cases} \text{の支配人} \\ \text{人 } \end{cases}$ 」、「 $\begin{cases} \text{地方整備局長} \\ \text{北海道開発局長} \end{cases}$ 」、「 $\begin{cases} \text{申請者} \\ \text{届出者} \end{cases}$ 」、「 $\begin{cases} \text{国土交通大臣} \\ \text{知事} \end{cases}$ 」及び「 $\begin{cases} \text{般特} \\ \text{について} \end{cases}$ 」については、不要のものを消すこと。

4 $\square\square\square\square$ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

5 [1] [7] 「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
「1. 新規」 ······ 許可を受けようとする行政府に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合
「2. 変更」 ······ 現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合
「3. 常勤役員等の更新等」 ··· 常勤役員等について、現在証明されている者のまとめる場合
また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。

6 (2) の「変更の年月日」の欄は、5により[1] [7]の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、(3) の「変更の年月日」の欄は、10により[2] [2]の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。

7 [1] [8] 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により[1] [7]の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、[2] [3] 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、10により当該[2] [3]の直前の[2] [2]、[2] [7]又は[3] [1] 「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。
「許可番号」の欄の「大臣 知事 コード」の欄は、現在許可を受けている行政府について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば[0] [0] [1] [2] [3] [4]又は[0] [1]月[0] [1]日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在 2 以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

8 [1] [9]、[2] [4]、[2] [8]及び[3] [2] 「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から 2 文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば[ヰ]又は[ヰ]のように 1 文字として扱うこと。

9 [2] [0]、[2] [1]、[2] [5]、[2] [6]、[2] [9]、[3] [0]、[3] [3]及び[3] [4] 「氏名」の欄は、姓と名の間に 1 カラム空けて、例えば建設□太郎□□のように左詰めで文字をカラムに記入すること。
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば[0] [1]月[0] [1]日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

10 [2] [2]、[2] [7]及び[3] [1] 「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
「1. 新規」 ······ 許可を受けようとする行政府に対し、初めて常勤役員等を補佐する者としての証明を行う場合
「2. 変更」 ······ 現在証明されている常勤役員等を補佐する者に変更があつた場合
「3. 常勤役員等を補佐する者の更新等」 ··· 常勤役員等を補佐する者について、現在証明されている者のまとめる場合

また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等を補佐する者の更新等」に該当する場合は②【新規・変更後・常勤役員等を補佐する者の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は②【新規・変更後・常勤役員等を補佐する者の追加・常勤役員等を補佐する者の更新等】の欄及び②【変更前】の欄の両方に記入すること。

11 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、常勤役員等を直接に補佐する者それぞれについて別紙2を作成し、提出すること。

記載例

(第二面)

・第一面と同様に記載すること

(3) 下記の者は、次のとおり 5 年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

令和6年4月1日

中部地方整備局長
北海道開発局長
岐阜県知事 殿

申請者 岐阜市薮田南 2-1-1
届出者 岐阜建設株式会社
代表取締役 岐阜 太郎

役職名等 財務部長

経験年数 平成28年4月から令和5年3月まで 満7年 月

証明者と被証明者との関係 従業員

備考

申請の又は届分 2 1 ³ (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード
知事
許可番号 2 3 ³
国土交通大臣 許可 (般 -) 第 ⁵ ¹⁰ 号
岐阜県知事 ¹¹ ¹³ ¹⁵
許可年月日 令和 年 月 日
記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 2 4 ³ ギ フ

元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]

氏名 2 5 ³ 岐 阜 ⁵ 三 郎 ¹⁰

生年月日 ¹³ ¹⁴ ¹⁶ ¹⁸
S 5 8 年 0 9 月 0 9 日

住所 岐阜市薮田南 5-14-53

◎【変更前】

氏名 2 6 ³ ⁵ ¹⁰

元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]

生年月日 ¹³ ¹⁴ ¹⁶ ¹⁸
□ □ □ 年 □ □ 月 □ □ 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

記載例

(第三面)

・第一面と同様に記載すること

下記の者は、次のとおり 5 年以上の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

令和6年4月1日

中部地方整備局長
北海道開発局長
岐阜県知事 殿

岐阜市薮田南2-1-1
岐阜建設株式会社
代表取締役 岐阜 太郎

役職名等 労務部長

経験年数 平成28年4月から令和5年3月まで 満7年 月

証明者と被証明者との関係 徒業冒

備 考

申 請 の 又 は 届 分 2 7 1 (1. 新規) 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変の 年 月 更日 令和 年 月 日

三

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 2 8 ³

元号「令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M」

氏 名 2 9 岐 阜 5 三 郎 10

生年月日 13 14 16 18 年月日
 s 5 9 0 9 0 9 日

住 所 岐阜市薮田南 5-14-53

◎【變更前】

氏名 30 3 0 3 5 10

元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]

生年月日 年 月 日

備考

、常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

記載例

(第四面)

・第一面と同様に記載すること

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

令和6年4月1日

中部地方整備局長
北海道開発局長
岐阜県知事 殿

申請者 岐阜市薮田南2-1-1
届出者 岐阜建設株式会社
代表取締役 岐阜 太郎

役職名等 建設部長

経験年数 平成28年4月から令和5年3月まで 満7年 月

証明者と被証明者との関係 従業員

備考

申請の又は届分 3 1 1³ (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード
知事
許可番号 2 3 1 1³ 国土交通大臣 許可 (般 -) 第 号 許可年月日
岐阜県知事 令和 年 月 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ	<input type="checkbox"/> 3 2 1 ³ ギ フ	元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]
氏名	<input type="checkbox"/> 3 3 1 ³ 岐 阜 1 ⁵ 四 郎 1 ¹⁰ 1 ¹⁰	生年月日 1 ¹³ 6 0 年 0 9 月 0 9 日
住所	岐阜市薮田南5-14-53	

◎【変更前】

氏名	<input type="checkbox"/> 3 4 1 ³ 1 ⁵ 1 ¹⁰ 1 ¹⁰	元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]
生年月日	1 ¹³ 1 ⁴ 1 ⁶ 年 1 ¹⁶ 月 1 ¹⁸ 日	

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

記載例

常勤役員等の略歴書

現 住 所	岐阜市薮田南5-14-53 ← 様式第七号の二に記載の住所と同じ		
氏 名	岐阜 次郎	生 年 月 日	昭和57年9月9日生
職 名	取締役 ←	申請時における職名を記載 例：代表取締役、事業主	
期 間	従 事 し た 職 務 内 容		
自 平成20年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日	岐阜建設株式会社 入社（建築部勤務）		
自 平成26年 4月 1日 至 令和3年 3月 31日	岐阜建設株式会社 建築部長		
自 令和3年 4月 1日 至 年 月 日	岐阜建設株式会社 取締役 現在に至る		
自 年 月 日 至 年 月 日	<ul style="list-style-type: none"> ・最終学歴後の経歴を記載する。 ・特に建設業に関する内容は、すべて記載する。 ・勤務した会社名のほか経営経験が分かるよう具体的に記載する。 		
自 年 月 日 至 年 月 日	<ul style="list-style-type: none"> ・□(1)該当の場合、建設業に関する2年以上の経験が必要併せて、建設業に関する財務・労務・業務の管理経験が5年以上あることがわかるように記載すること。 		
自 年 月 日 至 年 月 日	<ul style="list-style-type: none"> ・□(2)該当の場合、建設業に関して2年以上の経験が必要併せて、役員経験（建設業以外も可）が5年以上あることがわかるように記載すること。 		
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
年 月 日	賞 罰 の 内 容		
	なし		
	<p>建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰についても記載 該当がない場合は「なし」と記載</p>		
	<p>行政処分等の事実があるにもかかわらず、「賞罰の内容」欄に具体的な記載がなく、行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には、原則として「虚偽申請」として取り扱います。</p>		
上記のとおり相違ありません。 ← 賞罰欄を記入した日を記載			

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

記載例

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現 住 所	岐阜市薮田南5-14-53 ← 様式第七号の二に記載の住所と同じ		
氏 名	岐阜 三郎	生 年 月 日	昭和58年9月9日生
職 名	財務部長 ← 申請時における職名を記載 例：代表取締役、事業主		
期 間		従 事 し た 職 務 内 容	
職歴	自 平成21年 4月 1日	岐阜建設株式会社 入社（財務部勤務）	
	至 平成28年 3月 31日		
	自 平成28年 4月 1日	岐阜建設株式会社 財務部長 現在に至る	
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
<ul style="list-style-type: none"> ・最終学歴後の経歴を記載する。 ・特に建設業に関する内容は、すべて記載する。 ・勤務した会社名のほか経営経験が分かるよう具体的に記載する。 ・申請者における財務管理・労務管理・業務運営の業務経験に関する経歴をすべて記載する。 ・それぞれの経歴が、財務管理・労務管理・業務運営のいずれの業務経験であるかわかるように記載する。 (※財務管理・労務管理・業務運営の経験は建設業の業務経験でなければならない。) ・なお、財務管理・労務管理・業務運営の業務経験を同時に経験できる部署である場合は重複して計算可能です。 			
歴	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
		<small>建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰についても記載 該当がない場合は「なし」と記載</small>	
		<small>行政処分等の事実があるにもかかわらず、「賞罰の内容」欄に具体的な記載がなく、 行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には、原則として 「虚偽申請」として取り扱います。</small>	
上記のとおり相違ありません。		賞罰欄を記入した日を記載	
令和6年4月1日		氏 名 岐阜 三郎	

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

記載要領[様式第七号の三 健康保険等の加入状況]

- 1 この表は、次の（1）及び（2）の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
- (1) ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可の申請をする場合
②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可の申請をする場合
③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可の申請をする場合
④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可の申請をする場合
⑤既に受けている建設業の許可についてその更新の申請をする場合
⑥法第17条の2若しくは法第17条の3の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第17条の3の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況を提出する場合
この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若しくは承継の認可の申請の際又は建設業者としての地位の承継後の加入状況を記入すること。
- (2) ①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があつた場合
②新たに営業所を追加した場合
この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。
- 「 地方整備局長 「国土交通大臣 「般
2 北海道開発局長 知事」 及び 「特
知事」、 」については、不要のものを消すこと。
- 3 「申請者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。
- 6 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
- 7 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「3」を記入すること。
- 8 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「3」を記入すること。
- 9 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業となつたことについて公共職業安定所の長に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。
- 10 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 11 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 12 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

記載例

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
 (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、届出をします。

令和 6 年 4 月 1 日

中部地方整備局長 北海道開発局長 岐阜県知事 殿	不要のものを消す	申請者 届出者 <u>岐阜市藤田南2-1-1</u> <u>岐阜建設 株式会社</u> <u>代表取締役 岐阜 太郎</u>
許可年月日		
許可番号 岐阜県知事許可 (般特-05) 第999999号	令和 5 年 5 月 10 日	

(営業所毎の保険加入の有無)

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
本店	(20人 5人)	1	1	1	健康保険	〇〇健康保険組合
					厚生年金保険	〇〇〇 〇〇〇
					雇用保険	〇〇〇 〇〇〇
大垣支店	(10人 0人)	3	3	3	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
多治見支店	(8人 0人)	3	3	3	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
	人 人	役員又は個人事業主 を含めてすべての人数を 記載	加入は1、適用が除外され る場合は2、本店一括適用 の場合は3を記載		健康保険	
					厚生年金保険	厚生年金保険は 事業所整理番号及び 事業所番号等を記載
					雇用保険	
	(人 人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	雇用保険は 労働保険番号を記載
合計	(38 人 5 人)					

営業所一覧表に記載
した順に記載役員又は個人事業主
を含めてすべての人数を
記載加入は1、適用が除外され
る場合は2、本店一括適用
の場合は3を記載

記載要領[様式第八号 営業所技術者等証明書（新規・変更）]

1 この証明書は、次の（1）から（5）までの場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

- (1) ①現在有効な許可をどの許可行政府からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
②現在有効な許可を受けている行政府以外の許可行政府に対し新規に許可を申請する場合
③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者」と「届出者」の欄に「1」を記入すること。
〔申請者〕の「届出者」を消すとともに、[6] [1]「区分」の欄に「1」を記入すること。

- (2) 許可を受けている建設業について現在証明されている者が営業所技術者等となつてある建設業の種類又はその者の有資格区分に変更があつた場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者」と「届出者」の欄に「2」を記入すること。
〔申請者〕の「申請者」を消すとともに、[6] [1]「区分」の欄に「2」を記入すること。

- (3) 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等に加えて、又はその者に代えて新たなる者が営業所技術者等として証明する場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者」と「届出者」の欄に「3」を記入すること。
〔申請者〕の「申請者」を消すとともに、[6] [1]「区分」の欄に「3」を記入すること。

- (4) 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等がこの証明書の提出を行う建設業者の専任の技術者でなくなつた場合（その者がこれまで営業所技術者等となつてゐた建設業について、新たに営業所技術者等となる者があり、当該新たに営業所技術者等となる者を上記（2）又は（3）に該当する者として同時に届け出る場合に限る。）

この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者」と「届出者」の欄に「4」を記入すること。
なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された営業所技術者等を削除する場合又は法第7条第2号若しくは法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなつた場合には、届出書（別記様式第22号の3）を用いて届け出ること。

- (5) 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等が置かれる営業所のみに変更あつた場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者」と「届出者」の欄に「5」を記入すること。
なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記（3）に該当するものとして、変更前の氏名につき上記（4）に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。

2 「建設業法第7条第2号」と「建設業法第15条第2号」の欄に「地方整備局長」「国土交通大臣」「北海道開発局長」「知事」、〔申請者〕の「届出者」の欄に「一般及び特別」について記入すること。
〔申請者〕の「届出者」を消すとともに、[6] [1]「区分」の欄に「5」を記入すること。

3 「申請者」と「届出者」の欄は、この証明書により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者等」と

いう。) の他に証明書を作成した者がある場合には、申請者等に加え、その者の氏名も記載すること。この場合は、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

- 4 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

- 5 「許可番号」の
知事 「大臣
コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 6 「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば母又はバのように1文字として扱うこと。

また、「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば建設□田郎□□のように左詰めで文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

- 7 「今後担当する建設工事の種類」の欄は、 「区分」の欄に「4」を記入した場合を除き、建設業許可申請書(別記様式第一号)別紙二(1)「営業所一覧表(新規許可等)」の「営業しようとする建設業」の欄に記入した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後**営業所技術者等**となる建設業に係る建設工事すべてについて、次の分類に従い、該当する数字を次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

・一般建設業の場合

「1」 ····· 法第7条第2号イ該当

「4」 ····· 法第7条第2号ロ該当

「7」 ····· 法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

「2」 ····· 法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当

「3」 ····· 法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)

「5」 ····· 法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当

「6」 ····· 法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)

「8」 ····· 法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

「9」 ····· 法第15条第2号イ該当

土木一式工事(土)	鋼構造物工事(鋼)	熱絶縁工事(絶)
建築一式工事(建)	鉄筋工事(筋)	電気通信工事(通)
大工工事(大)	舗装工事(舗)	造園工事(園)
左官工事(左)	しゆんせつ工事(しゆ)	さく井工事(井)
とび・土工・コンクリート工事(と)	板金工事(板)	建具工事(具)
石工事(石)	ガラス工事(ガ)	水道施設工事(水)
屋根工事(屋)	塗装工事(塗)	消防施設工事(消)
電気工事(電)	防水工事(防)	清掃施設工事(清)
管工事(管)	内装仕上工事(内)	解体工事(解)
タイル・れんが・ブロック工事(タ)	機械器具設置工事(機)	

また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、 「区分」の欄に「1」、「2」、「4」又は「5」を記入した場合(記載要領1(1)①に該当する場合を除く。)に、現在証明されている**営業所技術者等**についてこれまで**営業所技術者等**となっていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。

- 8 「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が**営業所技術者等**として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分(法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分)について別表(二)の分類に従い、該当するコードを記入すること。

- 9 「変更、追加又は削除の年月日」の欄は、 「区分」の欄に「2」、「3」、「4」又は「5」を記入した場合に、変更、追加又は削除をした年月日を記入すること。

- 10 「営業所の名称(旧所属)」の欄は、現在証明されている**営業所技術者等**である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記載し、「営業所の名称(新所属)」の欄は、この証明書の提出後に、**営業所技術者等**として所属する営業所の名称を記載すること。

営業所技術者等証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、**営業所技術者等**の交替に伴う削除の届出をします。

どちらかを○で囲む

不要のものを消す

「一般」の場合は下段を、「特定」の場合は上段を消す
 「一般、特定」両方を申請する場合は消さない

令和 6年 4月 1日

中部地方整備局長
北海道開発局長
岐阜県知事 殿区 分
「1」は、新規(般特、許可替含む)、
業種追加で選択

許 可 番 号

姓の最初から記入し、濁点・半濁点
も含んで1字とする 例:ダ

項 番

6 1

1

3

大臣 知事 コード

国土交通大臣 岐阜県知事 許可

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記載例

許可を受けようとする建設業の種類を記載

実務経験証明書

下記の者は、

とび土工

工事に関し、下記のとおり実務

・実務経験により専任技術者になる場合に作成
 ・工事の種類、技術者、証明者毎に作成

令和〇年〇月〇日

- 証明者は原則、使用者(被証明者である法人の代表者または個人の事業主)とする
- 証明者が申請者以外の建設業者である場合は、
 ・許可番号
 ・許可年月日
 ・許可業種 を記載

岐阜市薮田南2-1-1

岐阜建設 株式会社

代表取締役 岐阜 太郎

証 明 者

被 証 明 者 との 関 係 従業員

記

技術者の氏名	宇佐 五郎	生年月日	昭和35年6月20日	使用された期間	H 13 年 4月から
使用者の商号又は名前	岐阜建設 株式会社	証明者から見た被証明者との関係 例:役員、従業員、元従業員			R 6 年 3月まで
職名	実務経験の内容		実際に雇用されていた期間	実務経験年数	
工事係員	・実務経験を得た当時の商号または名称を記載 ・個人の場合は登記してある屋号または個人名を記載	(他11件)		から H 26 年 12 月まで	
"	(有)伊藤商店改築に伴う基礎工事施工(他13件)		H 27 年 1 月から H 27 年 12 月まで		
"	県道多治見犬山線改築工事に伴う土工事施工(他8件)		H 28 年 1 月から H 28 年 12 月まで		
工事係長	加藤邸新築工事に伴う基礎工事施工(他15件)		H 29 年 1 月から H 29 年 12 月まで		
"	○実務経験の内容を具体的に記載 ○経験期間が重複しているものは二重に計上しない ○通年にわたって建設工事が続く場合には、その年の代表工事の件名を記載し、 その他の工事は「他〇件」として、1年分を1行にまとめて記載		H 30 年 1 月から H 30 年 12 月まで		
"			31 年 1 月から R 1 年 12 月まで		
工事課長	(株)近藤商事改築に伴う基礎工事施工(他13件)		R 2 年 1 月から R 2 年 12 月まで		
"	県道多治見停車場線改築工事に伴う土工事施工(他8件)		R 3 年 1 月から R 3 年 12 月まで		
"	水野邸新築工事に伴う基礎工事施工(他10件)		R 4 年 1 月から R 4 年 12 月まで		
実務の経験をした時の職名を記載 例:「取締役」「事業主」「現場監督」「工事部長」	工事施工(他12件)		R 5 年 1 月から R 5 年 12 月まで		
			R 6 年 1 月から R 6 年 3 月まで		
	業種の確認が困難な場合等については、 契約書又は注文書等を併せて提出する。		年 月から 年 月まで		
使用者と証明者が異なる場合は理由を記載 例:R〇年〇月 会社解散のため R〇年〇月 事業主死亡のため	事業主本人による自己証明 の場合は「自営のため」と記載	実務経験年数の合計を記載 ・1年1行として記載する場合を除き、 原則として初月は不算入	年 月から 年 月まで		
使用者の証明を得ることができない場合はその理由			年 月から 年 月まで		
			合計 満 10 年 2 月		

記載要領

- 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 2 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 3 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

記載例

指導監督的実務経験証明書

特定建設業の許可を受けようとする場合で、法第15条第2号(ロ)に該当した方について作成

下記の者は、**機械器具 設置**

工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 6 年 4 月 10 日

- ・許可を受けようとする建設業の種類を記載
- ・指定建設業(土、建、管、鋼、舗、電、園)以外

様式第九号の記載例に準じて記載

岐阜市加納南陽町3-17

加納機械 株式会社

代表取締役 加納 太郎

証明者

被証明者との関係

従業員

記

技術者の氏名	加納 六郎		生年月日	昭和47年6月30日	使用された期	H 10年 4月から
使用者の商号又は名称	加納機械 株式会社					R 6年 3月まで
発注者名	請負代金の額	職名	実務経験の内容		実務経験年数	
大垣産業(株)	48,000 千円	工事課長	プラント設備設置監督		K 3年 7月から R 3年 12月まで	実際に雇用されていた期間
(株)揖斐化学	56,000 千円	//	谷汲工場エレベーター設置工事の施工及び監督		R 4年 1月から R 4年 8月まで	
(株)美濃産業	57,000 千円	//	トンネル吸排気機器設置工事の施工及び監督		R 4年 9月から R 5年 3月まで	
関工業(株)	63,000 千円	//	第1ビルエレベーター設置工事の施工及び監督		R 5年 4月から R 6年 2月まで	
元請負人として直接請け負った契約の相手方の名称を記載	千円		1件の請負代金が4,500万円(S59.10.1前は1,500万円、S59.10.1以降H6.12.28前は3,000万円)以上の元請工事を記載(税込)		年 月から 年 月まで	実際に指導監督に従事していた期間
	千円				年 月から 年 月まで	
	記載した全ての工事にかかる契約書又は注文書の写しを添付する。				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
	○経験期間が重複しているものは二重に計上しない ○様式第9号と異なり、1件分を1行にまとめて記載することができない					
	千円				各経験年数の初月は参入しない 例:R3.7～R3.12 5か月 R4.1～R4.8 7か月 R4.9～R5.3 6か月 R5.4～R6.2 10か月 計 28か月=2年4か月	年 月まで
	千円					年 月まで
	使用者と証明者が異なる場合は理由を記載 例:R〇年〇月 会社解散のため R〇年〇月 事業主死亡のため			合計2年以上となること		年 月まで
	千円				年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合その理由				合計 満	2年 4月	

記載要領

1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事(平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの)1件ごとに記載すること。

2 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。

3 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。

4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

記載例

建設業法施行令第3条に規定する使用者の一覧表

令和6年 4月1日

記載例	許可申請者		法人の役員等 本人 法定代理人 法定代理人の役員等		の住所、生年月日等に関する調書	
				不要のものを消す		
法人の場合には、経営業務管理責任者を除き、「様式第一号別紙一 役員等の一覧表」に記載された役員等全員について作成						
住 所		岐阜市薮田南5-14-12		← 現住所を記載		
氏 名		太田 夏生		生 年 月 日	昭和47年 10月 10日 生	
役 名 等		取締役		申請時における職名を記載 例:代表取締役、事業主		
年 月 日				の 内 容		
賞 罰			な し		建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰についても記載 該当がない場合は「なし」と記載	
					顧問、相談役、株主は賞罰欄の記載は不要	
					行政処分等の事実があるにもかかわらず、「賞罰の内容」欄に具体的な記載がなく、 行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には、原則として「虚偽申請」として取り扱います。	
					賞罰欄を記入した日を記載	顧問、相談役、株主は記名・押印は不要
上記のとおり相違ありません。 ↓ 令和 6年 4月 1日						
氏 名 太田 夏生						

記載要領

- 「
~~法人の役員等
 本人
 法定代理人
 法定代理人の役員等~~」については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

様式第十三号(第四条関係)

記載例

建設業法施行令第3条

「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載した全員について作成
ただし、様式第七号及び様式第十二号を作成したものについては作成不要

住 所	所 大垣市江崎町422-3	← 現住所を記載	
氏 名	三里 七郎	生 年 月 日	昭和41年 6月 10日 生
営 業 所 名	大垣支店	← 所属する営業所の名称を記載	
職 名	大垣支店長		
年 月 日		賞 罰 の 内 容	
賞 罰		なし	← 建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰についても記載 該当がない場合は「なし」と記載
上記のとおり相違ありません。		← 賞罰欄を記入した日を記載	
令和 6年 4月 1日			氏 名 三里 七郎

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

記載例

法人の場合に作成

株主（出資者）調書

株主(出資者)名	住所	所有株数又は出資の価額
赤木 一郎	恵那市長島町正家後田1067-71	170株
青木 二郎	下呂市萩原町羽根2605-1	100株
白木 三郎	高山市上岡本町7-468	80株
黒木 四郎	飛騨市古川町上野617-1	50株

・総株主の議決権の5/100以上を有する株主、出資の総額の5/100以上に相当する出資をしている者全員を記載
 ・法人はその商号又は名称、個人は氏名を記載

株数の場合は「〇〇株」、
 出資の価額の場合は「〇〇円」と記載

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

記載要領〔様式第十五号 貸借対照表〕

- 1 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大企業にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適當な科目をもって記載すること。
ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の5以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができる。
- 7 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の5を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 8 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 9 記載要領6及び8は、負債の部の記載に準用する。
- 10 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の100分の5以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 11 記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の表示に準用する。
- 12 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 「繰延税金資産」の金額及び「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として投資その他の資産又は固定負債に記載する。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。

- 15 「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めて記載することができる。
- 16 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 17 持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 18 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載する。
- 19 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金に益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
- 20 その他利益剰余その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載記載する。
- 21 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をする科目をもって記載することができる。

様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

(用紙A4)

記載例

貸 借 対

新設法人等、第1期の決算期が到来していない場合は、開始貸借対照表を添付

決算日を記載 → 令和 6 年 3 月 31 日現在

- ・端数処理（原則として切り捨て）をして千円単位で記載
- ・端数処理により「0」となった場合は、「0」と記載
- ・会社法第2条第6号に規定の大会社にあっては、百万円単位で記載する場合は「百万円」と修正

(会社名)

岐阜一建設(株)

資 産 の 部

千円

I 流動資産

現金預金	53,260
受取手形	3,640
完成工事未収入金	18,050
有価証券	9,808
未成工事支出金	11,032
材料貯蔵品	2,050
短期貸付金	8,162
前払費用	1,000
その他	1,014
貸倒引当金	△
流動資産合計	108,021 ①

完成工事高に計上した請負代金の未収額を計上
(兼業事業売上高に係る売掛金は含まない)

資産合計の5%以下の科目のみ
合算し計上
5%を超える科目については、それぞれ独立して勘定科目を設定

II 固定資産

(1) 有形固定資産

建物・構築物	2,732
減価償却累計額	△ 1,542
機械・運搬具	46,848
減価償却累計額	△ 27,041
工具器具・備品	2,794
減価償却累計額	△ 1,385
土地	21,262
リース資産	
減価償却累計額	△
建設仮勘定	
その他	4,134
減価償却累計額	△ 2,856
有形固定資産合計	44,944

取得価格を記載

円単位の金額でそれぞれ合計した後、千円単位で記載

残存価格を記載

(2) 無形固定資産

特許権	
借地権	
のれん	
リース資産	
その他	315
無形固定資産合計	315

(3) 投資その他の資産

投資有価証券	
関係会社株式・関係会社出資金	
長期貸付金	409
破産更生債権等	
長期前払費用	
繰延税金資産	
その他	164
貸倒引当金	
投資その他の資産合計	573
固定資産合計	45,833

円単位の金額でそれぞれ合計した後、千円単位で記載

III 繰延資産

創立費	
開業費	
株式交付費	
社債発行費	
開発費	
繰延資産合計	③
資産合計	A=D
	153,854
	A=①+②+③

負債の部

I 流動負債

支払手形	3,151
工事未払金	17,415
短期借入金	9,023
リース債務	
未払金	7,560
未払費用	5,533
未払法人税等	2,416
未成工事受入金	28,705
預り金	
前受収益	
引当金	
その他	2,519
流動負債合計	76,322

特定建設業 許可要件
流動比率
 $75\% \leq ① / ④ \times 100\%$

II 固定負債

社債	10,000
長期借入金	8,640
リース債務	
繰延税金負債	
退職給付	3,898
引当金	
負ののれん	
その他	748
固定負債合計	23,286
負債合計	99,608
	B=④+⑤

純資産の部

I 株主資本

- (1) 資本金
- (2) 新株式申込証拠金
- (3) 資本剰余金

　　資本準備金

　　その他資本剰余金

　　資本剰余金合計

- (4) 利益剰余金

　　利益準備金

　　その他利益剰余金

　　別途

　　繰越利益剰余金

　　利益剰余金合計

- (5) 自己株式

- (6) 自己株式申込証拠金

　　株主資本合計

特定建設業 許可要件
資本金
 $\geq 20,000$ 千円

ア 20,000
イ _____

オ=ウ+エ

ウ _____
エ _____
オ _____

特定建設業 許可要件
(△)がある場合
欠損比率
 $-(オ+コ)/ア \times 100\% \leq 20\%$

カ 3,272

キ 27,246
ク _____
ケ 3,727

コ=カ+キ+ク+ケ

コ 34,246

損失又は欠損の場合は△で表示

サ △
シ _____

⑥=ア+イ+オ+コ+サ+シ

⑥ 54,246 ⑥

II 評価・換算差額等

- (1) その他有価証券評価差額金
- (2) 繰越ヘッジ損益
- (3) 土地再評価差額金

　　評価・換算差額等合計

⑦=ス+セ+ソ

ス _____
セ _____
ソ _____

III 新株予約権

　　純資産合計

(一般:新規の場合)自己資本の額
・一般建設業 $\geq 5,000$ 千円
5,000千円未満の場合は、
5,000千円以上の預金残
高証明書等が必要

⑧ _____

54,246

C = ⑥ + ⑦ + ⑧

　　負債純資産合計

(特定:新規、更新、業種追加の場合)
自己資本の額
・特定建設業 $\geq 40,000$ 千円

153,854 D = B + C
(D = A)

記載要領 [様式第十六号 損益計算書]

- 1 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目的分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大手会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。
- 5 兼業事業とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適當な名称をもって記載することができる。
なお、「兼業事業売上高」（二以上の兼業事業を営む場合においては、これらの兼業事業の売上高の総計）の「売上高」に占める割合が軽微な場合においては、「売上高」、「売上原価」及び「売上総利益（売上総損失）」を建設業と兼業事業とに区分して記載することを要しない。
- 6 「雑費」に属する費用で販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。
- 9 特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。
ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。
- 10 特別利益に属する科目的掲記が「その他」のみである場合においては、科目的記載を要しない。
- 11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は特別損失に属する科目的記載にそれぞれ準用すること。
- 12 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含めない。

様式第十六号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

新設法人等、第1期の決算期が到来していない場合は、右上に「決算期末到来」と記入する

A 4)

記載例

損 益 計 算 書

自 令 和 5 年 4 月 1 日
至 令 和 6 年 3 月 31 日

・端数処理(原則として切り捨て)をして千円単位で記載
 ・会社法第2条第6号に規定の大会社にあっては、百万円単位で記載する場合は、「百万円」と修正

(会社名)

岐阜一建設(株)

I 売 上 高	千円
完成工事高	452,000
兼業事業売上高	3,826
	①=ア+イ 455,826 ①
II 売 上 原 価	
完成工事原価	379,458
兼業事業売上原価	1,658
	②=ウ+エ 381,116 ②
売上総利益(売上総損失)	
完工工事総利益(完工工事総損失)	72,542
兼業事業総利益(兼業事業総損失)	2,168
	A=オ+カ 74,710 A=①-②
III 販売費及び一般管理費	
役員報酬	22,600
従業員給料手当	4,764
退職金	326
法定福利費	2,266
福利厚生費	1,182
修繕維持費	
事務用品費	2,332
通信交通費	1,896
動力用水光熱費	472
調査研究費	3,580
広告宣伝費	124
貸倒引当金繰入額	616
貸倒損失	
交際費	2,736
寄付金	
地代家賃	3,066
減価償却費	2,374
開発費償却	
租税公課	1,824
保険料	1,604
雜 費	3,796
	56,654 ③
營業利益(營業損失)	
	損失の場合は△表示で計上
	18,056 B=A-③

IV 営業外収益

受取利息及び配当金	2,250		
その他	1,008	3,258	④
「営業外収益」の総額の10%を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて計上			

V 営業外費用

支払利息	2,170		
貸倒引当金繰入額			
貸倒損失			
その他	2,170	2,170	⑤
「営業外費用」の総額の10%を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて計上			
経常利益（経常損失）		19,144	C =B+④-⑤

VI 特別利益

前期損益修正益	2,132		
その他		2,132	⑥
固定資産売却益はここに計上			

VII 特別損失

前期損益修正損			
その他	900	900	⑦
固定資産売却損はここに計上			

税引前当期純利益(税引前当期純損失)

法人税、住民税及び事業税

法人税等調整額

当期純利益（当期純損失）

5,150

20,376

D =C+⑥-⑦

5,150

E

15,226

F =D-E

当期分として課税される法人税、住民税及び事業税を計上

・損失の場合は△表示で計上
・様式第十七号「株主資本等
変動計算書」の、「当期純利
益」と「繰越利益余剰金」とが
交差するマスと一致

新設法人等、第1期の決算期が到来していない
場合は、右上に「決算期未到来」と記入する

完 成 工 事 原 価 報 告 書

自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 31 日

(会社名)

岐阜一建設(株)

	千円
I 材料費	89,878
II 労務費	152,811
III 外注費	91,248
IV 経 費	45,520
完成工事原価	<u>379,458</u>

工事のために直接購入した材料費等	
工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料手当等を計上	
(うち労務外注費	外注費の内、土工事や仮設工事等で契約内容の大部分が労務費であるものは労務外注費として内訳表示
)
下請工事契約額を計上(労務費に含めたものは除く)	
・完成工事について発生した材料費、労務費及び外注費以外の費用	
・完成工事補償引当金繰入額はここに計上	
(うち人件費	経費のうち工事に要した従業員(工事現場における管理業務に従事した技術、事務職員等)の給料手当等、退職金(繰入額含む)、法定福利費及び福利厚生費等を計上

記載要領[様式第十七号 株主資本等変動計算書]

- 1 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、純資産の部の変動の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 6 号に規定する大手会社にあっては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たつて有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。
- 5 その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 6 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 7 各合計額の記載は、株主資本合計を除き省略することができる。
- 8 当期首残高については、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 2 条第 3 項第 59 号に規定する遡及適用又は同項第 64 号に規定する誤謬^{びゆう}の訂正をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。
- 9 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。
- 10 株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
 - (1) 当期純利益又は当期純損失
 - (2) 新株の発行又は自己株式の処分
 - (3) 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当
 - (4) 自己株式の取得
 - (5) 自己株式の消却

(6) 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分割型の会社分割による減少

(7) 株主資本の計数の変動

- ① 資本金から準備金又は剰余金への振替
- ② 準備金から資本金又は剰余金への振替
- ③ 剰余金から資本金又は準備金への振替
- ④ 剰余金の内訳科目間の振替

11 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示する。

12 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として繰越利益剰余金の当期変動額に表示する。

13 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載するものとする。

- (1) 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続き（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法
- (2) 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法

企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に取り扱う。

14 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

15 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

- (1) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法
- (2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法

16 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。

(1) 評価・換算差額等

- ① その他有価証券評価差額金

その他有価証券の売却又は減損処理による増減

純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減

② 繰延ヘッジ損益

ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減

純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減

(2) 新株予約権

新株予約権の発行

新株予約権の取得

新株予約権の行使

新株予約権の失効

自己新株予約権の消却

自己新株予約権の処分

17 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算する。

(1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法

(2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法

この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。

また、繰延ヘッジ損益についても同様に取り扱う。

なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があつた事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。

18 持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載する。

様式第十七号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

記載例

有限会社を含む株を発行している業者が記載

- ・新設法人で決算期が到来していないときは、余白に「決算未到来」と明記
- ・新設法人で決算期日後2か月以内(法人税法第74)で、決算未確定のときは、余白に「決算未確定」と明記

(用紙A 4)

株主資本等変動計算書

自 令和 5 年 4 月 1 日

至 令和 6 年 3 月 31 日

- ・端数処理(原則として切り捨て)をして千円単位で記載
- ・会社法第2条第6号に規定の大手会社にあっては、百万円単位で記載する場合は、「百万円」と修正

(会社名)

岐阜一建設(株)

千円

前期貸借対照表の資本の部の数字を記載	株主資本										評価・換算差額等				新株予約権合計	純資産合計	
	資本金	資本剰余金				利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		新株式申込証拠金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金								
当期首残高	20,000				0	1,922	25,372	4,725	32,020	△	52,020					52,020	
当期変動額																	
新株の発行																	
剰余金の配当						1,350			△ 14,350	△ 13,000		△ 13,000				△ 13,000	
当期純利益									15,226	15,226		15,226				15,226	
自己株式の処分																	
別途積立金の積立								1,874	△ 1,874	0						0	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)																	
当期変動額合計						1,350	1,874	△ 998	2,226		2,226					2,226	
当期末残高	20,000				0	3,272	27,246	3,727	34,246	△	54,246					54,246	

=ア
貸借対照表「純資産の部」に記載の数値=カ
積立金の積立等について、当該科目を記載し、該当変動額を計上=ク
新設法人の場合
はここに記載=コ
損益計算書の「当期純利益」の数値
=⑥

=C

記載要領 [様式第十七号の二 注記表]

1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株 式 会 社				持 分 会 社	
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし				
		公 開 会 社	株 式 譲 渡 制 限 会 社			
1 繼続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×	×	
2 重要な会計方針	○	○	○	○	○	
3 会計方針の変更	○	○	○	○	○	
4 表示方法の変更	○	○	○	○	○	
4-2 会計上の見積り	○	×	×	×	×	
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×	×	
6 誤謬の訂正 ^{びゆう}	○	○	○	○	○	
7 貸借対照表関係	○	○	×	×	×	
8 損益計算書関係	○	○	×	×	×	
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	○	×	
10 税効果会計	○	○	×	×	×	
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×	×	
12 金融商品関係	○	○	×	×	×	
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×	×	
14 関連当事者との取引	○	○	×	×	×	
15 一株当たり情報	○	○	×	×	×	
16 重要な後発事象	○	○	×	×	×	
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×	×	
17-2 収益認識関係	○	×	×	×	×	
18 その他	○	○	○	○	○	

【凡例】○・・・記載要、×・・・記載不要

- 2 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。
- 3 記載すべき金額は、注15を除き千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。
- 5 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。
- 6 注に掲げる事項の記載に当たつては、当該事項の番号に対応してそれぞれ

以下に掲げる要領に従つて記載する。

注 1 事業年度の末日において、当該会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に反映しているか否かの別

注 2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。なお、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容
- ② ①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの

(5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たつて採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

注 3 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、④ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該会計方針の変更の内容
- ② 当該会計方針の変更の理由
- ③ 会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第59号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- ④ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、口に掲げる事項を除く。）
 - イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主要項目に対する影響額
 - ロ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注4 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該表示方法の変更の内容
- ② 当該表示方法の変更の理由

注4-2 次に掲げる事項を記載する。

- (1) 会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の項目にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの
- (2) 当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の(1)に掲げる項目に計上した額
- (3) (2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

注5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該会計上の見積りの変更の内容
- ② 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額
- ③ 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注6 会社計算規則第2条第3項第64号に規定する誤謬^{びゆう}の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該誤謬^{びゆう}の内容
- ② 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

注7

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。
- (2) 保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したもの除去）の種類別に総額を記載する。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、取締役、監査役又は執行役別の金額は記載することを要しない。
- (5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。
- (6) 同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金の金額のうち工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の金額を

記載する。

注 8

- (1) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注 9

- (3) 事業年度中に行つた剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。）について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。

注10 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注11 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行つていない重要な固定資産について、定性的に記載する。

「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね1割程度とする。

ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注12 重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注13 貸貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注14 「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第4項に定める者をいい、記載に当たつては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

- ① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般的の取引と同様であることが明白な取引
- ② 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付
- ③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般的の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引

「種類」の欄には、会社計算規則第112条第4項各号に掲げる関連当事者の種類を記載する。

注15 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載する。

注17 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注17-2 会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合に、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあっては、①及び③に掲げる事項を省略することができる。

① 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

② 収益を理解するための基礎となる情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

なお、①から③までに掲げる事項が注2の規定により注記すべき事項と同一であるときは、当該事項の記載を要しない。

注18 注1から注17-2までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

記載例: 株式譲渡制限会社の場合

注 記 表
 自 令和 5 年 4 月 1 日
 至 令和 6 年 3 月 31 日

新設法人等、第1期の決算期が到来していない場合は、右上に「決算期末到来」と記入する

(会社名)

岐阜一建設(株)

注

1 繼続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況**2 重要な会計方針**

(1) 資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法、無形固定資産は定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金の計上基準

一般債権について法人税法の規定による法定繰入率による計上、その他債権については個々の債権の回収可能性を勘案して計上

(4) 収益及び費用の計上基準

工事収益の計上基準

工期が複数年にわたり、かつ請負金額が1億円以上の工事については工事進行基準、それ以外の工事については工事完成基準

(5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法 (該当項目をチェック)

税抜方式 免税業者につき税込 税込方式 (経営事項審査の申請を行わない)

(6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項

該当なし**3 会計方針の変更****該当なし****4 表示方法の変更****該当なし****4-2 会計上の見積****該当なし****5 会計上の見積りの変更****6 誤謬の訂正****該当なし****7 貸借対照表関係**

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

- ①担保に供している資産の内容及びその金額
- ②担保に係る債務の金額

経営事項審査を受審する場合は記載

(2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

受取手形割引高 0 千円

受取手形裏書譲渡高 0 千円

(3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務

(4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務

(5) 親会社株式の各表示区分別の金額

(6) 工事損失引当金に対する未成工事支出金の金額

8 損益計算書関係

(1) 工事進行基準による完成工事高

(2) 売上高のうち関係会社に対する部分

(3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高

(4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額

(5) 関係会社との営業取引以外の取引高

(6) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9 株主資本等変動計算書関係

すべての株式会社が記載

(1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数

普通株式 1, 000株

(2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数

該当なし

(3) 剰余金の配当

令和5年6月20日の定時株主総会による決議、配当金の総額13, 000千円、一株当たりの配当額13千円 利益剰余金を原資とする

(4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

該当なし

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

(1) 金融商品の状況

(2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

(1) 賃貸等不動産の状況

(2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産額

(2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

17-2 収益認識関係

18 その他

該当なし

すべての法人が記載

該当がない場合は「該当なし」と記載

記載要領 [様式第十七号の三 附属明細表]

- * 資本金の額が1億円を超える、又は貸借対照表の負債合計の額が200億円以上の株式会社のみ提出が必要です。[建設業法施行規則 第4条第1項第9号]
- * 有価証券報告書の提出会社は、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。[建設業許可事務ガイドライン 【第5条及び第6条関係】2.(14)]

第1 一般的事項

- 1 「親会社」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に定める会社をいい、「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める会社をいう。
- 2 「関連会社」とは、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第19号に定める会社をいう。
- 3 「関係会社」とは、会社計算規則第2条第3項第23号に定める会社をいう。
- 4 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の規定により、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者については、附属明細表の4、5、6及び9の記載を省略することができる。この場合、同条の規定により提出された有価証券報告書に記載された連結貸借対照表の写しを添付しなければならない。
- 5 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。

ただし、会社法第2条第6号に規定する大手会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは、「百万円」として記載すること。

第2 個別事項

1 完成工事未収入金の詳細

- (1) 別記様式第十五号による貸借対照表（以下単に「貸借対照表」という。）の流動資産の完成工事未収入金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 滞留状況については、当期計上分（1年未満）及び前期以前計上分（1年以上）に分け、各々の合計額を記載すること。

2 短期貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の流動資産の短期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

3 長期貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の固定資産の長期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

4 関係会社貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の短期貸付金、長期貸付金その他資産に含まれる関係会社貸付金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 関係会社貸付金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及び他の関係会社について各々の合計額を記載すること。
- (3) 摘要の欄には、貸付の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な貸付金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。
- (4) 同一の関係会社について契約口数が多数ある場合には、関係会社別に一括し、担保及び返済期限について要約して記載することができる。

5 関係会社有価証券明細表

- (1) 貸借対照表の有価証券、流動資産の「その他」、投資有価証券、関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社有価証券について、その銘柄及び銘柄ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 当該有価証券の発行会社について、附属明細表提出会社との関係（親会社、子会社等の関係）を摘要欄に記載すること。
- (3) 社債の銘柄は、「何会社物上担保付社債」のように記載すること。なお、新株予約権が付与されている場合には、その旨を付記すること。
- (4) 取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準及び評価方法を摘要欄に記載すること。ただし、評価基準及び評価方法が別記様式第17号の2による注記表（以下単に「注記表」という。）の2により記載されている場合には、その記載を省略することができる。
- (5) 当期増加額及び当期減少額がともにない場合には、期首残高、当期増加額及び当期減少額の各欄を省略した様式に記載することができる。この場合には、その旨を摘要欄に記載すること。
- (6) 一の関係会社の有価証券の総額と当該関係会社に対する債権の総額との合計額が附属明細表提出会社の資産の総額の100分の5を超える場合、一の関係会社に対する債務の総額が附属明細表提出会社の負債及び純資産の合計額が100分の5を超える場合又は一の関係会社に対する売上高が附属明細表提出会社の売上額の総額の100分の20を超える場合には、当該関係会社の発行済株式の総数に対する所有割合、社債の未償還残高その他当該関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借等の関係内容）を注記すること。
- (7) 株式のうち、会社法第308条第1項の規定により議決権を有しないものについては、その旨を摘要欄に記載すること。

6 関係会社出資金明細表

- (1) 貸借対照表の関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社出資金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。

- (2) 出資金額の重要なものについては、出資の条件（1口の出資金額、出資口数、譲渡制限等の諸条件）を摘要欄に記載すること。
- (3) 本表に記載されている会社であって、第2の5の(6)に定められた会社と同一の条件のものがある場合には、当該関係会社に対してはこれに準じて注記すること。

7 短期借入金明細表

- (1) 貸借対照表の流動負債の短期借入金について、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されている場合を除き、まとめて記載することができる。
- (2) 設備資金と運転資金に分けて記載すること。
- (3) 摘要の欄には、資金使途、借入の条件（担保、無利息の場合にはその旨、特別の利率が約定されている場合には当該利率）等について記載すること。
- (4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、返済期限、資金使途及び借入の条件について要約して記載することができる。
- (5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

8 長期借入金明細表

- (1) 貸借対照表の固定負債の長期借入金及び契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについて、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されているものを除き、まとめて記載することができる。
- (2) 契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについては、当期減少額として記載せず、期末残高に含めて記載すること。この場合においては、期末残高欄に内書（括弧書）として記載し、その旨を注記すること。
- (3) 摘要の欄には、借入金の使途及び借入の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。
- (4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、使途、担保及び返済期限について要約して記載することができる。この場合においては、借入先別に一括されたすべての借入金について当該貸借対照表日以後3年間における1年ごとの返済予定額を注記すること。
- (5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

9 関係会社借入金明細表

- (1) 貸借対照表の短期借入金、長期借入金その他負債に含まれる関係会社借入金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 関係会社借入金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。

- (3) 短期借入金については、第2の7の(3)及び(4)に準じて記載し、長期借入金については、第2の8の(2)、(3)及び(4)に準じて記載すること。

10 保証債務明細表

- (1) 注記表の3の(2)の保証債務額について、その相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
- (2) 注記表の3の(2)において、相手先及び相手先ごとの額が記載されている時は記載を省略することができる。
- (3) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

記載例

十七号の三（第四条、第十条関係）

資本金の額が1億円を超える、又は貸借対照表の負債合計の額が200億円以上の株式会社のみ提出

有価証券報告書の提出会社は、有価証券報告書の写しの提出で附属明細表の提出に代えられる

附 属 明 細 表

・端数処理(原則として切り捨て)をして千円単位で記載
 ・端数処理により「0」となった場合は、「0」と記載
 ・会社法第2条第6号に規定の大手会社にあっては、百万円単位で記載する場合は「百万円」と修正

和 5 年 6 月 30 日現在

(会社名)

岐阜ヤブタ建設(株)

1 完成工事未収入金の詳細

貸借対照表中、I 流動資産の「完成工事未収入金」について、主な相手先及び金額を記載

当期計上分(1年未満)及び前期以前計上分(1年以上)に分け各々の合計額を記載

相手先別内訳

相 手 先	金 領
	千円
A建設	10,000,000
OO県	5,000,000
B電鉄	4,000,000
計	19,000,000

滞留状況

発 生 時	完成工事未収入金
	千円
当期計上分	14,000,000
前期以前計上分	5,000,000
計	19,000,000

貸借対照表中、I 流動資産の「完成工事未収入金」の額と一致

2 短期貸付金明細表

相 手 先	金 領
	千円
A不動産	800,000
B組合	720,000
その他	900,000
計	2,420,000

貸借対照表中、I 流動資産の「短期貸付金」について、主な相手先及び金額を記載

貸借対照表中、I 流動資産の「短期貸付金」の額と一致

3 長期貸付金明細表

相 手 先	金 領
	千円
A工業	1,360,000
B不動産	680,000
その他	500,000
計	2,540,000

貸借対照表中、II 固定資産の「長期貸付金」について、主な相手先及び金額を記載

貸借対照表中、II 固定資産の「長期貸付金」の額と一致

4 関係会社貸付金明細表

貸借対照表中、資産の部の「短期貸付金」「長期貸付金」「その他資産に含まれる関係会社貸付金」について、関係会社名及び関係会社ごとの額を記載

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
A建設	500,000	150,000	130,000	520,000	使途:運転 担保:なし 返済期限:R7.3
B工業	350,000	230,000	140,000	440,000	使途:設備資金 担保:土地 返済期限:R7.3
C建築	60,000	120,000	130,000	50,000	使途:設備資金 担保:なし 返済期限:R8.6
計	910,000	500,000	400,000	1,010,000	—

5 関係会社有価証券明細表

貸借対照表中、I 流動資産の「有価証券」「その他」、II 固定資産(3)の「投資有価証券」「関係会社株式・関係会社出資金」「その他」について、その銘柄及び銘柄ごとの額を記載

株式	銘柄	一株の金額	期首残高			当期増加額		当期減少額		期末残高			摘要
			株式数	取得価額	貸借対照表計上額	株式数	金額	株式数	金額	株式数	取得価額	貸借対照表計上額	
式	A工務店	円 500	100,000	50,000	50,000	-	-	20,000	10,000	80,000	40,000	40,000	子会社
	B建築	50,000	8,000	400,000	400,000	2,000	100,000	5,000	250,000	5,000	250,000	250,000	関連会社
	計		108,000	450,000	450,000	2,000	100,000	25,000	260,000	85,000	290,000	290,000	
債	銘柄	期首残高			当期増加額	当期減少額		期末残高			摘要		
		取得価額	貸借対照表計上額			取得価額	貸借対照表計上額						
	A開発		千円 13,000	千円 13,000	-		千円 5,000	千円 8,000	千円 8,000			子会社	
その他の有価証券	B不動産		9,500	9,500	7,000	-		16,500	16,500				子会社
	計		22,500	22,500	7,000		5,000	24,500	24,500				
	Aビル		6,000	6,000	-		-	6,000	6,000				関連会社
	B興業		4,000	4,000	-		1,000	3,000	3,000				関連会社
	計		10,000	10,000	-		1,000	9,000	9,000				

6 関係会社出資金明細表

貸借対照表中、II 固定資産(3)の「関係会社株式・関係会社出資金」「その他」に含まれる関係会社出資金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載

関係会社名	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘要
		千円	千円	千円	千円		
A開発	100,000		-	-	-	100,000	子会社
B興業	110,000		-	-	-	110,000	関連会社
B不動産	120,000	60,000		-	-	180,000	関連会社
計	330,000	60,000		-	-	390,000	-

7 短期借入金明細表

貸借対照表中、I 流動負債の「短期借入金」について、その借入先及び借入先ごとの額を記載

借入先	金額	返済期日	摘要
	千円		
A銀行	1,000,000	令和7年3月31日	使途：運転 担保：土地
B銀行	500,000	令和7年12月31日	使途：運転 担保：土地
C銀行	300,000	令和7年3月31日	使途：設備 担保：有価証券
計	1,800,000	—	—

8 長期借入金明細表

貸借対照表中、II 固定負債の「長期借入金」、契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年以内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年以内の分割返済予定額を貸借対照表において流動負債として掲げられているものについて、その借入先及び借入先ごとの額を記載

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
A銀行	(70,000) 350,000	—	70,000	(70,000) 280,000	使途：長期運転 担保：有価証券 返済期限：R7.3
B信託銀行	(140,000) 250,000	270,000	140,000	(170,000) 380,000	使途：長期運転 担保：土地 返済期限：R7.3
D銀行	—	130,000	—	(30,000) 130,000	使途：長期運転 担保：土地 返済期限：R7.3
計	(210,000) 600,000	400,000	210,000	(270,000) 790,000	—

() 内は1年分の分割返済予定額

9 関係会社借入金明細表

貸借対照表中、I 流動負債の「短期借入金」II 固定負債の「長期借入金」その他負債に含まれる関係会社借入金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
A俱楽部	320,000	270,000	110,000	480,000	使途：長期運転 担保：有価証券 返済：R7.3
B不動産	240,000	100,000	240,000	100,000	使途：運転資金 担保：土地 返済：R7.3
Cビル	—	130,000	—	130,000	使途：運転資金 担保：なし 返済：R6.12
計	560,000	500,000	350,000	710,000	—

10 保証債務明細表

注記表の3の(2)の保証債務額について、その相手先及び相手先ごとの額を記載

相手先	金額
	千円
Aリース	5,000,000
B開発	3,500,000
C興行	1,200,000
計	9,700,000

記載要領 [様式第十八号 貸借対照表（個人用）]

- 1 貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明りように記載すること。
- 2 下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。

期首資本金	—	前期末の資本合計
事業主借勘定	—	事業主が事業外資金から事業のために借りたもの
事業主貸勘定	—	事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの
事業主利益（事業主損失）	—	損益計算書の事業主利益（事業主損失）
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の 100 分の 5 を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。

ただし、**経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。**
- 7 記載要領 6 は、負債の部の記載に準用する。
- 8 「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。
- 9 注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものという。

記載要領 [様式第十九号 損益計算書（個人用）]

- 1 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明りように記載すること。
- 2 「事業主利益（事業主損失）」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合において兼業事業における売上高が総売上高の 10 分の 1 を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して表示すること。
- 6 「雑費」に属する費用で、販売費及び一般管理費の総額の 10 分の 1 を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領 6 は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。

記載例

貸 借 対 照 表 [個人用]

令和 5 年 12 月 31 日現在

個人の決算日は毎年12月31日
個人で決算未到来の場合は記入しない

(商号又は名称)

岐阜建設土木

・端数処理(原則として切り捨て)をして千円単位で記載
・端数処理により「0」となった場合は、「0」と記載

資 産 の 部

千円

I 流動資産

現金預金		12,345
受取手形		1,234
完成工事未収入金	完成工事高に計上した請負代金の未収額を計上 (兼業事業売上高に係る売掛金は含まない)	2,345
有価証券		500
未成工事支出金		1,876
材料貯蔵品	資産合計の5%以下の科目のみ合算し計上 5%を超える科目については、それぞれ独立して勘定科目を設定	2,456
その他		
貸倒引当金		
流動資産合計	円単位の金額でそれぞれ合計した後、千円単位で記載	20,756 ①

II 固定資産

建物・構築物		890
機械・運搬具		5,432
工具器具・備品		3,456
土地		2,567
建設仮勘定		
破産更生債権等		
その他		
固定資産合計	A=D	12,345 ②

資産合計 円単位の金額でそれぞれ合計した後、千円単位で記載

33,101

③

A=①+②

負 債 の 部

I 流動負債

支払手形	工事に係る未払金のみ計上 買掛金は含まない	765
工事未払金		<u>4,321</u>
短期借入金	決算期後1年以内に返済することとなる額を計上(1年以内に完済するかを問わない)	<u>3,210</u>
未払金		
未成工事受入金		<u>2,100</u>
預り金	賞与引当金、製品保証引当金等を記載、その設定目的を示す名称を付した科目を記載	<u>123</u>
引当金		
その他		
流動負債合計	特定建設業 許可要件 流動比率 $75\% \leq ① / ③ \times 100\%$	<u>10,519</u> ③

II 固定負債

長期借入金	決算期後1年を超えた後に返済する額を計上	7,654
その他	退職給付引当金はここへ計上	
固定負債合計		<u>7,654</u> ④
負債合計		<u>18,173</u> B =③+④

純 資 産 の 部		
期首資本金	前期の純資産合計を記載	14,116
事業主借勘定	資産の譲渡益等を計上	567
事業主貸勘定	資産の譲渡損及び生活費等を計上	△ 2,100
事業主利益	損益計算書「事業主利益」と金額が一致	2,345
純資産合計		<u>14,928</u> C
負債純資産合計	(一般:新規の場合)自己資本の額 ・一般建設業 $\geq 5,000$ 千円 5,000千円未満の場合は、5,000千円以上の預金残高証明書等が必要 (特定:新規、更新、業種追加の場合) 自己資本の額 ・特定建設業 $\geq 40,000$ 千円	<u>33,101</u> D =B+C (D = A)
チェックを入れる		

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法（該当項目をチェック）

税抜方式 免税業者につき税込 税込方式（経営事項審査の申請を行わない）

記載例

損益計算書 [個人用]

個人の期間は毎年1月から12月

自 令和 5 年 1 月 1 日
至 令和 5 年 12 月 31 日

(商号又は名称)

岐阜建設土木

I 完成工事高

II 完成工事原価

材料費	18,736
労務費	16,248

(うち労務外注費)

外注費	13,980
経 費	14,480

完成工事総利益（完成工事総損失）

千円
70,630 ①

通常は、様式第三号の直前3年の各事業年度における工事施工金額と一致

63,444 ②
7,186 A=①-②

III 販売費及び一般管理費

従業員給料手当	1,221
退職金	770

法定福利費	263
福利厚生費	258

修繕維持費	459
事務用品費	207

通信交通費	67
動力用水光熱費	139

広告宣伝費	210
交際費	91

寄付金	
地代家賃	145

減価償却費	234
租税公課	450

保険料	130
雑 費	242

4,886 ③
2,300 B=A-③

営業利益（営業損失）

IV 営業外収益

受取利息及び配当金	230
その他	65

295 ④

V 営業外費用

支払利息	250
その他	250

5
2,345 C=B+④-⑤

事業主利益（事業主損失）

貸借対照表「事業主利益」と金額が一致

記載例

営業の沿革

事業(建設業以外の業を含む)を開始した年月日を記載

創業以後の沿革	昭和 57 年 4 月 1 日	創業
	57 年 6 月 1 日	株式会社 岐阜土木建設 設立(資本金 2,000万円)
	63 年 9 月 20 日	大垣支店開設
	平成 元 年 2 月 7 日	資本金の増資(資本金 3,000万円)
	20 年 10 月 21 日	多治見支店開設
	年 月 日	商号又は名称、組織の変更、合併または分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等について記載
	年 月 日	創業以後最初に登録又は許可を取得した年月日を記載

建設業の登録及び許可の状況	昭和 58 年 8 月 10 日	新規 岐阜県知事許可(般-58)第187654号(土木、建築、とび)
	平成 3 年 5 月 17 日	業種追加 岐阜県知事許可(般-3)第187654号(水道)
	平成 29 年 7 月 25 日	業種追加・一本化 岐阜県知事許可(般-29)第187654号
	年 月 日	(土木、建築、とび、水道、解体)
	年 月 日	更新(許可の一本化、更新とともに業種追加している場合を除く)の記載は省略できる
	年 月 日	申請前に一度も登録又は許可がなければ記載不要
	年 月 日	記載する内容は、 ①申請の種類(新規、許可換え新規、般特新規、業種追加) ②登録または許可番号 ③登録または許可を受けた業種
	年 月 日	業種追加、個人から法人成りした後の許可、失効及び廃業について記載が必要

賞罰	年 月 日	なし
	年 月 日	行政処分、行政罰、その他の罰を受けた場合等についても記載 賞罰がなければ「なし」と記載
	年 月 日	
	年 月 日	

記載要領

- 1 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 2 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等(更新を除く。)について記載すること。
- 3 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

記載例

所 属 建 設 業 者 团 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
一般社団法人 岐阜地方建設業協会  <div style="background-color: #ffffcc; border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>建設業に関する調査、研究、指導等建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達を図ることを目的とする社団又は財団で、建設業法第27条の37に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事に届け出た団体の名称を記載</p></div>  <div style="background-color: #ffffcc; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>加入していない場合は「未加入」と記載</p></div>	昭和63年 7月 1日

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

記載例

主要取引金融機関名

政府関係金融機関	普 長 期 通 信 銀 行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
ここには、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載	岐阜十銀行 県庁支店 大垣共生銀行 県庁支店 本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区分まで記載		ここには、農業協同組合、漁業協同組合等について記載

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
(例 ○○銀行○○支店)

記載要領[様式第二十二号の二 変更届出書]

- 1 (1) から (8) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 2 「**地方整備局長**」「**北海道開発局長**」「**国土交通大臣**」及び「**般
知事**」及び「**特
知事**」については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 [3][5]「許可番号」の欄の「**大臣
知事**コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 6 [3][6]「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 7 「変更前」及び「変更後」の欄は、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載すること。
- 8 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。
- 9 届出の内容が、第7条第1号に規定する常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者の氏名に係る場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。
- 10 届出の内容が、主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる営業所の新設若しくは廃止以外の場合には、第二面の提出を要しない。
- 11 届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に専任で置かれる法第7条第2号又は第5条第2号に規定する**営業所技術者等**の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載すること。
- 12 [3][7]「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばヰ又はヽのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 13 [3][8]「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。
(例 □ 株 □ A 建設 □
B 建設 □ 有 □ □)

種類	略号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 14 [3][9]「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばヰ又はヽのように1文字として扱うこと。
- 15 [4][0]「代表者又は個人の氏名」の欄は、届出者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 16 [4][1]「主たる営業所の所在地市区町村コード」及び[8][5]「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 17 [4][2]「主たる営業所の所在地」及び[8][6]「従たる営業所の所在地」の欄は、13により記入した市区町村コードによ

つて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については一（ハイフン）を用いて、例えば霞ヶ関2-1-13のように記入すること。

18 [4] [3]及び[8] [7]のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ一（ハイフン）で区切り、例えば[0] [3]-[5] [2] [5] [3]-[8] [1] [1] [1]のように左詰めで記入すること。

19 [4] [4]「資本金額 又は出資総額」の欄は、届出者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、届出者が個人の場合には記入しないこと。

20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

21 [8] [1]「区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更」・・・既に許可を受けて営む建設業の種類を変更する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合

「3. 従たる営業所の新設」・・・新たに従たる営業所を追加する場合

「4. 従たる営業所の廃止」・・・従たる営業所を廃止する場合

なお、従たる営業所の名称を変更する場合には、「3. 従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「4. 従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止すること。

22 [8] [3]及び[8] [8]「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゆんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

23 届出の変更が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、[8] [4]「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入すること。

記載例

該当する区分(2, 3又は4)を記入
* 区分ごとに別葉で作成

(用紙A4)

区	分		8	1		大臣 知事	コード
許可番号	項番	8	2		3		

- *(第二面)は、下記の場合にのみ添付
- 区分2 「主たる営業所(本店)」若しくは「従たる営業所(支店)」において営業しようとする建設業(業種)の変更
- 区分2 「従たる営業所」の名称若しくは所在地に係る変更
- 区分3 「従たる営業所」の新設
- 区分4 「従たる営業所」の廃止

従たる営業所
の廃止]

許可年月日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(主たる営業所)

区分2「主たる営業所の営業しようとする建設業(業種)の変更」の場合

* 区分2で従たる営業所のみの変更
区分3又は区分4の変更の場合は、この欄は記入しない

(従たる営業所)

区分2「従たる営業所の営業しようとする建設業(業種)の変更」の場合

A horizontal number line starting at 0 and ending at 20. Major tick marks are labeled at 0, 10, 15, and 20. Between each labeled tick mark, there are 10 empty square boxes for writing numbers.

名 称	8	4	石	工	文	店	23	25	*「従たる営業所」の名称の変更の場合は、変更後の名称を記入										40													
従たる営業所の所在地市区町村コード	8	5	3	5	都道府県名										市区町村名																	
従たる営業所の所在地	8	6	3	5	23	25	10	15	20																							
郵便番号	8	7	3	5	6	-	10	15	20																							
電話番号																																
営業しようとする建設業	8	8	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	(1. 一般) (2. 特定)
変更前	2	2	2	2	1	3	5	10	25	30																						

(従たる営業所)

区分3「従たる営業所の新設」の場合

フリガナ タカヤマシテン

(従たる営業所)

区分4「従たる営業所」の場合

フリガナ ゲロエイギョウショ

従たる営業所の 名	□	8	4	3	下	呂	宮	業	所	□	□	10	□	□	□	□	15	□	□	□	□	□	20	□	□				
				23		25				30					35							40							
従たる営業所の 所在地市区町村 コ 一 ド	□	8	5	3	□	□	□	□	□	都道府県名										市区町村名									
従たる営業所の 所 在 地	□	8	6	3	□	□	□	□	□	10	□	□	□	□	15	□	□	□	□	□	20	□	□						

記載要領[様式第二十二号の三 届出書]

- 1 この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - (1) 法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなつた場合この場合、「(1)」を○で囲むとともに、**[5] [2]**「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。
 - (2) 法第7条第2号又は法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなつた場合この場合、「(2)」を○で囲むとともに、**[5] [3]**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
 - (3) 許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、専任の技術者を削除した場合この場合、「(3)」を○で囲むとともに、**[5] [3]**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
 - (4) 法第8条第1号及び第7号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至つた場合この場合、「(4)」を○で囲むとともに、「具体的事由」の欄に記入すること。
- 2 「**地方整備局長**」「**北海道開発局長**」「**国土交通大臣**」「**知事**」及び「**般**」「**特**」については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 **□□□□**で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 **[5] [1]**「許可番号」の欄の「**大臣**」「**コード**」「**知事**」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**0 0 1 2 3 4**又は**0 1月0 1**のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 **[5] [2]**及び**[5] [3]**「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば**建設**□**田郎**□□のように左詰めで文字をカラムに記入すること。
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば**0 1月0 1**のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
- 7 「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が**営業所技術者等**となつて建設業に係る建設工事について、次の表の（ ）内に示された略号で記載すること。

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

記載例

(用紙A4)
00008

届出書

下記のとおり、
 (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
 (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
 (3) 営業所技術者等を削除した
 (4) 欠格要件に該当するに至った

ので届出します。

令和6年4月1日

該当する理由を○で囲む

中部地方整備局長
北海道開発局長
岐阜県知事 殿

不要のものを消す

岐阜市薮田南2-1-1
岐阜建設 株式会社
届出者 代表取締役 岐阜 太郎

許可年月日が複数あるときは最も古いものを記入

許可年月日

項番 大臣コード
 許可番号 5 1 2 1 国土交通大臣 許可 (般特) 0 5 第 1 1 2 2 3 3 号 令和 0 5 年 0 6 月 1 0 日

記

該当する理由を○で囲む → (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準【経営業務の管理責任者】を満たさなくなった場合

氏名 5 2 落合雅春 10

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 S 5 7 年 0 9 月 0 9 日

姓と名の間は1カラム空けて記入

氏名 5 3 市橋三郎 10 許可を受けている一部の業種を廃業した場合、又は営業所の廃止等に伴い専任の技術者を削除したい場合は(3)を○で囲む

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 S 3 9 年 0 9 月 1 1 日

営業所の名称 大垣支店 建設工事の種類 土、石、解

氏名 5 3 10 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 13 14 16 18 日

営業所の名称 建設工事の種類

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 13 14 16 18 日

営業所の名称 建設工事の種類

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 13 14 16 18 日

(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的な事由



記載要領[様式第二十二号の四 廃業届]

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 「国土交通大臣
知事」 及び 「般
特」 については、不要のものを消すこと。
知事」 、
- 2 「届出者」の欄は、この廃業届により廃業等の届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 4 ⑤④「届出の区分」の欄は、許可を受けている全部の業種の廃業の場合は「1」を、許可を受けている一部の業種の廃業の場合には「2」をカラムに記入すること。

「大臣

- 5 ⑤⑤「許可番号」の欄の コード の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、
知事」

該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば①①①②③④又は①①月①①日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 6 ⑤⑥「廃止した建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゆんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 7 ⑤⑦「届出時に許可を受けている建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業を含め、許可を受けている建設業のすべてについて、6と同じ要領で記入すること。

- 8 太線の枠内には記入しないこと。

- 9 【備考】の欄は、（1）から（5）までの廃業等の理由のうち、該当するものを○で囲むこと。

記載例(一部廃業の場合)

用紙A4

廢業屆

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和 6年 4月 1日

中部地方整備局長 北海道開発局長 岐阜県知事	不要のものを消す	届出者 株式会社 岐阜薮田工務店 代表取締役 薮田 建一郎
該当する区分(1又は2)を記入		※一部廃業の場合の同時提出書類
届出の区分	項番 5 4 2 (1. 全部の業種の廃業) (2. 一部の業種の廃業)	○専任技術者について 廃業する業種を担当していた専任技術者について、 ①又は②のいずれかを同時に提出 ①引き続き専任技術者となる場合(他の業種を担当等) → 様式第8号 専任技術者証明書 及び 様式第22号の2 変更届出書 ②専任技術者でなくなる場合(退職、国家資格者等の追加等) → 様式第22号の2 変更届出書 及び 様式第22号の3 届出書 *国家資格者等の追加時は、様式第11号の2も添付
許可番号	大臣コード 知事 5 5 2 1	○「従たる営業所」がある場合 廃業する業種が「従たる営業所」の営業業種であった場合は、 「様式第22号の2 変更届出書(第一面)及び(第二面)」を提出
廃止した建設業	国土交通大臣 許可 (般特 0 5) 第 9 9 9 9 9 号	許可年月日 令和 0 5 年 0 5 月 1 0 日
届出時に許可を受けている建設業	記	許可年月日が複数あるときは最も古いものを記入
行政庁側記入欄 整理区分	項番56: 廃業する業種 項番57: 現在許可を受けているすべての業種 について、一般「1」、特定「2」を記入 *「1.全部廃業」の場合、項番56・57に同じ数字を記入	30 (1. 一般) (2. 特定)
決裁年月日	「行政庁側記入欄」は記入しない	5 9 令和 3 5 7 日

【備考】

廃業等の年月日 令和 6年 4月 1日

廃業等の理由 (1) 許可に係る建設業者が死亡したため

(2) 法人が合併により消滅したため

(3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため

(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以

※ 許可を受けた後に、次の事項に該当した場合は、30日以内に廃業届を提出しなければなりません。
また、廃業の理由ごとに届出をすべき者が定められております。廃業届の提出に当たっては、適法な届出者であるかどうかを審査して確認しますので、廃業届と一緒に下記の資料をご持ください。

廃業等の理由	届出をすべき者	提出していただく資料（写し可）	原本を確認する資料（提出不要）
(1) 許可を受けた建設業者（個人）が死亡したとき	相続人		戸籍謄本等 (相続関係及び死亡年月日がわかるもの)
(2) 法人が合併により消滅したとき	役員であった者	登記事項証明書（合併により法人が消滅したことがわかる、消滅した法人のもの）	
(3) 法人が破産手続開始の決定により解散したとき	破産管財人	登記事項証明書（破産したことが確認できるもの）又は破産管財人の証明書（裁判所証明のものに限る）	
(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき	清算人	登記事項証明書（法人が解散したことが確認できるもの）	
(5) 許可を受けた建設業の全部又は一部を廃止したとき	許可を受けた者（代表者）		法人の場合：登記事項証明書 (届出時点の法人代表者がわかるもの) 個人の場合：事業主本人の身分確認ができるもの

記載要領〔様式第二十二号の五 謙渡及び謙受け認可申請書〕

記載要領

- 1 この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - (1) 法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなつた場合この場合、「(1)」を○で囲むとともに、**⑤ ②**「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。
 - (2) 法第7条第2号又は法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなつた場合この場合、「(2)」を○で囲むとともに、**⑤ ③**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
 - (3) 許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、営業所技術者等を削除した場合この場合、「(3)」を○で囲むとともに、**⑤ ③**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
 - (4) 法第8条第1号及び第7号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至つた場合この場合、「(4)」を○で囲むとともに、「具体的事由」の欄に記入すること。
- 2 「**地方整備局長**」「**国土交通大臣**」「**北海道開発局長**」「**知事**」及び「**般**」「**特**」については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 **□□□□**で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 **⑤ ①**「許可番号」の欄の「**大臣**」「**コード**」「**知事**」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**0 0 1 2 3 4**又は**0 1月0 1**のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 **⑤ ②**及び**⑤ ③**「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば**建設**□**因**□**郎**□□のように左詰めで文字をカラムに記入すること。
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば**0 1月0 1**のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
- 7 「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が**営業所技術者等**となつて建設業に係る建設工事について、次の表の（ ）内に示された略号で記載すること。

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

譲渡及び譲受け認可申請書 (第1面)

この申請書により、建設業の譲渡及び譲受けの認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
岐阜県知事

申請者	譲渡人	岐阜建設株式会社 代表取締役 岐阜 太郎
		大垣市江崎町422-3
譲受人		大垣建設株式会社 代表取締役 大垣 次郎

行政庁側記入欄		大臣コード 知事				許可年月日									
許可番号	<input type="text"/> 01	<input type="text"/> <input type="text"/>	3	国土交通大臣 知事	許可	(般特- <input type="text"/> <input type="text"/>)	第	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 号	令和	<input type="text"/> <input type="text"/> 年	<input type="text"/> <input type="text"/> 月	<input type="text"/> <input type="text"/> 日			
認可申請年月日	<input type="text"/> 02	令和	<input type="text"/> <input type="text"/> 年	<input type="text"/> <input type="text"/> 月	<input type="text"/> <input type="text"/> 日	3	5	7	5	10	11	13	15		

事業譲渡日を記載します。

※譲渡及び譲受けを行う理由を簡潔に記載すること。

事業譲渡の価格を記載します。
※代金がかからない場合は、
「-」（ハイフン）又は「0」

内防板しゅ舗筋鋼タ管雷屋石と左太建土／後には受讓及び渡譲へる事

認可申請時において許可を受けていける建設業 0 8 3 1 1 5 10 1 15 1 25 1 30 1 1 . 一般
2 特定

商 号 又 は 名 称
の フ リ ガ ナ 0 9

23

商 号 又 是 名 称 1 0 23

代表者又は個人の氏名のフリガナ 1 1 空欄
代表者又は個人の氏名のフリガナ 空欄 空欄 3 空欄
項番00-17については、許可申請書様式第1号の

代個 表人 者の 氏名 1 2 場合09~17については、許可申請書様式第1号の

譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村 項番06～14の記載例をご参照ください。

(譲受人について記載)

の主たる営業所の在地

3

2 | Page

項番18は譲受人が許可業者
建設業以外に行つてゐる営業の種類

の場合に記入します。 (1. 有)

許可番号 1821 国土交通大臣 許可 (般特 - 02) 第15号 令和11年02月04日
岐阜県知事

卷之三

譲渡人が申請時に保有する全ての許可について記載します。一部の承継は不可。承継しないものは事前に一部廃業。

<譲渡人に関する事項>																															
譲り渡す業種	1	9	1	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
	1	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	3			5																											
商号又は名称のフリガナ	2	0																													
商号又は名称	2	1																													
代表者又は個人の氏名のフリガナ	2	2																													
代表者又は個人の氏名	2	3																													
主たる営業所の所在地市区町村コード	2	4																													
主たる営業所の所在地	2	5																													
郵便番号	2	6																													
法人又は個人の別	2	7																													
兼業の有無	2	8																													
大臣知事コード	2	9	2	3																											
許可番号	5	岐阜県知事	許可	(般特-02)	第	1	2	3	4	5	6	号	11	12	13	14	15	日	許可年月日												
						1	2	3	4	5	6		0	1	0	4	0	1													

役員等、営業所及び営業所に置く営業所技術者等については別紙による。

連絡先

所属等	経理課	氏名	建設 太一	電話番号	058-272-1111
ファックス番号	058-272-1111				

法 人 成 り の 場 合

(用紙A4)
00101譲 渡 及 び 譲 受 け 認 可 申 請 書
(第1面)

この申請書により、建設業の譲渡及び譲受けの認可を申請します。
 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
岐阜県知事 殿

岐阜市薮田南2-1-1
岐阜建設
事業主 岐阜 太郎
岐阜市薮田南2-1-1
岐阜建設株式会社
代表取締役 岐阜 太郎

行政庁側記入欄											
許可番号	大臣コード 知事			国土交通大臣 知事	許可 (般特-□□)	第	5	10	許可年月日 令和 □□年□□月□□日		
認可申請年月日	□ 0 1			□ 0 2	令和 □□年□□月□□日						
譲渡及び譲受け年月日	□ 0 3			令和 □□年□□月□□日							
譲渡及び譲受けの理由	□ 0 4			例: 法人成りのため							
譲渡及び譲受けの価格	□ 0 5			一円							
引き続き使用する許可番号	□ 0 6			大臣コード 知事	国土交通大臣 岐阜県知事	許可 (般特-□□)	第	5	事業譲渡の価格を記載します。※代金がかからない場合は、「-」(ハイフン)又は「0」		
<譲受人に関する事項>	□ 0 7			□ 0 8	□ 0 9	□ 1 0	□ 1 1	□ 1 2	□ 1 3	□ 1 4	□ 1 5
商号又は名称のフリガナ											
郵便番号											
法人成りの場合、譲受人は設立して間もないため、 項番18は空欄です。											
許可番号	□ 1 8			大臣コード 知事	国土交通大臣 知事	許可 (般特-□□)	第	5	10	許可年月日 令和 □□年□□月□□日	

譲渡人が申請時に保有する全ての許可について記載します。一部の承継は不可。承継しないものは事前に一部廃業。

<譲渡人に関する事項>		土建 大 左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解																		(1.一般) (2.特定)						
譲り渡す業 建 設	業	1	9																							
商号又は名称 のフリガナ		2	0																							
商号又は名称		2	1																							
代表者又は個人 の氏名のフリガナ		2	2																							
代表者又は個人 の氏名		2	3																							
主たる営業所の 所在地市区町村 コード		2	4																							
主たる営業所の 所在地		2	5																							
郵便番号		2	6																							
法人又は個人の別		2	7																							
兼業の有無		2	8																							
		大臣 知事 コード																		許可年月日						
許可番号		2	9																							
		国土交通大臣 岐阜県知事 許可 (般特-05) 第2000000号																		5	10	11	13	15		
																				令和05年04月01日						

項番20~28については、許可申請書様式第1号の
項番06~14の記載例をご参照ください。

(譲渡人(個人)について記載)

役員等、営業所及び営業所に置く営業所技術者等については別紙による。

連絡先

所属等	氏名	岐阜 太郎	電話番号	058-272-1111
ファックス番号	058-272-1111			

誓 約 書

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 年 月 日
申請者

地方整備局長
北海道開発局長
岐阜県知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

○申請時点で様式7号の3が提出できない場合に提出します。

○本様式を提出した場合、承継日から2週間以内に様式7号の3及び健康保険等の加入確認資料を提出する必要があります。

記載要領[様式第二十二号の七 合併認可申請書]

- 1 「 地方整備局長 北海道開発局長 「国土交通大臣 知事」 及び 「般特」 については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 ③「合併年月日」の欄は、合併を行う年月日を記入すること。
- 6 ④「合併の理由」の欄は、合併を行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 ⑥「合併後に引き続き使用する許可番号」の欄は、合併消滅法人又は合併存続法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 ⑦「合併後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け合併が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 ⑧「認可申請時において合併存続法人が許可を受けている建設業」の欄は、合併存続法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 10 ⑨又は⑩「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。

なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。

- 11 ①①又は②①「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例) (株) A建設
B建設(有)□□

種類	略号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 12 ①①又は②②「代表者の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。

- 13 ①②又は②③「代表者の氏名」の欄は、法人の代表者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。

- 14 ①③「合併後の主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄又は②④「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

- 15 ①④「合併後の主たる営業所の所在地」の欄又は②⑤「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー（ハイフン）を用いて、例えば匁別闇2ー1ー1③□のように記入すること。

- 16 ①⑤又は②⑥のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー（ハイフン）で区切り、例えば①③ー⑤②⑤③ー⑧①①①□のように左詰めで記入すること。

- 17 ①⑥又は②⑦のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入すること。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合

にのみ当該法人番号を記入すること。

18 [1] [8]又は[2] [9]のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ合併存続法人又は合併消滅法人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば[0] [0] [1] [2] [3] [4]又は[0] [1]月[0] [1]日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

19 [1] [9]「認可申請時に合併消滅法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により合併の認可を申請する合併消滅法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。

20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

21 合併消滅法人（建設業者としての地位を承継させる者に限る。）が複数ある場合は、<合併消滅法人に関する事項>については、合併消滅法人ごとに記載すること。

合併認可申請書
(第1面)

この申請書により、合併の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
岐阜県知事 殿

合併存続法人（上段に記載すること）及び合併消滅法人の全てについて記載します。
※所在地、称号、代表者が同一となる場合にもまとめずに分けて記載。

申請者
岐阜市薮田南2-1-1
岐阜建設株式会社
代表取締役 岐阜 太郎
岐阜市薮田南2-1-1
岐阜土木株式会社
代表取締役 岐阜 次郎

行政庁側記入欄			大臣コード 知事	許可番号 01	国土交通大臣 知事	許可 (般特-□□)	第□□□□□号	許可年月日 令和□□年□□月□□日
認可申請年月日 02			令和□□年□□月□□日					

合併年月日
03 令和06年04月01日 ← 合併日を記載します。

合の理
併由
04

※企業合併に至った理由や経営判断について簡潔に記載すること。

合併の価格
05 60,000,000円

合併の価格を記載します。※代金がかかる場合、「-」（ハイフン）又は「0」を記載。

大臣コード 知事			許可番号 06	国土交通大臣 岐阜県知事	許可 (般特-□□)	第□□□□□号	合併後に使用する許可番号を記載。 許可業者同士の合併の場合、使用する許可番号を選択可。
引継ぎ使用する 許可番号 <合併 07			06	21	02	222222	
項番07は項番08と項番19を合わせた業種と必ず一致します。							

合併後に営業しようとする建設業 07			土建	天井	左と石	屋電	管タ	鋼筋	舗しゆ板	ガラス	塗装	防内機	绝縁	通気孔	ガラス	小間	間口	奥行	1.一般	
			12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2.特定	
認可申請時において合併存続法人が許可を受けている 建設業 08			3	5	10	15	25	30											1.一般	
			08	21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2.特定	

商号又は名称の
フリガナ
09

商号又は名称
10

代表者の氏名の
フリガナ
11

代表者の氏
名
12

合併後の主たる営業所の所在地市町
村
13

合併後の主たる
営業所の所在地
14

郵便番号
15

項目09～17については、許可申請書様式第1号の
項目06～14の記載例をご参照ください。

(合併存続法人又は合併新設法人について記載)

資本金額等
16

資本金額又は出資総額
4510 (千円)

法人番号
13152025

(第2面)

項目18は合併存続法人が許可業者の場合記入します。

(1 . 有)
(2 . 無)

建設業以外に行っている営業の種類

下二十一 知事

許可番号 18211

許可年月日

合併消滅法人が保有する全ての許可について記載します。一部の承継は不可。承継しないものは事前に一部廃業。

□ 19 1 1 1 石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解
認可申請時に合併消滅法人が許可を受けている建設業 1.一般 2.特定

項番20～28については、許可申請書様式第1号の項番06～14の記載例をご参照ください。

（合併消滅法人について記載。被承継者が複数の場合は、第2面は被承継者ごとに1枚ずつ作成。）

役員等 営業所及び営業所技術者等については別紙による

連絡先

貯屬筆

ファックス番号 058-272-1111

記載要領[様式第二十二号の八 分割認可申請書]

- 1 「 地方整備局長 北海道開発局長 「国土交通大臣 知事」 及び 「般特」 について、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA 建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 ③「分割年月日」の欄は、分割を行う年月日を記入すること。
- 6 ④「分割の理由」の欄は、分割を行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 ⑥「分割後に引き続き使用する許可番号」の欄は、分割被承継法人又は分割承継法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 ⑦「分割後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け分割が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 ⑧「認可申請時において分割承継法人が許可を受けている建設業」の欄は、分割承継法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 10 ⑨又は⑩「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 11 ①①又は②①「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。
 (例) □(株)□ A 建設□
 B 建設□(有)□

種類	略号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 12 ①①又は②②「代表者の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。
- 13 ①②又は②③「代表者の氏名」の欄は、法人の代表者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 14 ①③「分割後の主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄又は②④「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 15 ①④「分割後の主たる営業所の所在地」の欄又は②⑤「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー（ハイフン）を用いて、例えば霞が関②ー①ー①③□のように記入すること。
- 16 ①⑤又は②⑥のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー（ハイフン）で区切り、例えば①③ー⑤②⑤③ー⑧①①①□のように左詰めで記入すること。
- 17 ①⑥又は②⑦のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入すること。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

18 [1] [8]又は[2] [9]のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ分割承継法人又は分割被承継法人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば[0] [0] [1] [2] [3] [4]又は[0] [1]月[0] [1]日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

19 [1] [9]「認可申請時に分割被承継法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により合併の認可を申請する分割被承継法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。

20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

21 分割被承継法人（建設業者としての地位を承継させる者に限る。）が複数ある場合は、<分割被承継法人に関する事項>については、分割被承継法人ごとに作成すること。

(第2面)

役員等、営業所及び営業所技術者等については別紙による。

連絡先

所属等

ファックス番号 058-272-1111

様式二十二号の九（第十三条の二関係）

届出書

令和6年4月1日

岐阜県知事 殿

届出者 岐阜建設株式会社
代表取締役 岐阜 太郎

以下のとおり、国土交通大臣に $\left\{ \begin{array}{l} \text{譲渡及び譲受け} \\ \text{合併} \\ \text{分離} \\ \text{分割} \end{array} \right\}$ の認可の申請を行いましたので届出をします。

記

1. 届出者に関する事項

名称	岐阜建設株式会社
許可番号	岐阜県知事許可（般－5）第123456号
許可を受けている建設業	土・建・大・と・管・鋼・内・解

2. 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する事項

（1）譲渡人、合併消滅法人又は分割被承継法人に関する事項

名称	大垣建設株式会社
許可番号	岐阜県知事許可（般－2）第123456号
許可を受けている建設業	土・と・鋼・解

（2）譲受人、合併存続法人若しくは合併により設立される法人又は分割承継法人に関する事項

名称	岐阜建設株式会社
許可番号	岐阜県知事許可（般－5）第123456号
許可を受けている建設業	土・建・大・と・管・鋼・内・解

（3）その他

認可の申請	申請先の地方整備局等	○○地方整備局
申請	申請を行った日	令和6年3月1日
譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の予定日		令和6年4月1日

記載要領

- 1
$$\left\{ \begin{array}{ll} \text{譲渡及び譲受け} \\ \text{合} & \text{併} \\ \text{分} & \text{割} \end{array} \right\}_J$$
 については、不要なものを消すこと。
- 2 2. (2) について合併により設立される法人又は分割承継法人（新設分割により設立される法人に限る。）である場合には、許可番号及び許可を受けている建設業については記載を要しない。
- 3 2. (1) 又は (2) について届出者と同一である場合には、名称の欄に「届出者と同一」と記載することで、2. (1) 又は (2) の名称以外の部分については記載を要しない。

記載要領[様式第二十二号の十 相続認可申請書]

- 1 「 地方整備局長 北海道開発局長 「国土交通大臣 知事」 及び 「般特」 について、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□①②のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば[A]建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 ①③「被相続人の死亡日」欄は、被相続人の死亡の年月日を記入すること。
- 6 ①④「引き続き使用する許可番号」の欄は、被相続人又は相続人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 7 ①⑤「相続の認可を受けた後に相続人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け建設業者としての地位を承継した後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 8 ①⑥「認可申請時において相続人が許可を受けている建設業」の欄は、相続人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、7と同じ要領で記入すること。
- 9 ①⑦又は①⑧「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばヰ又はゞのように1文字として扱うこと。
- 10 ①⑨又は②①「個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばヰ又はゞのように1文字として扱うこと。
- 11 ①①又は②①「個人の氏名」の欄は、申請者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 12 ①②「相続後の主たる営業所の所在地市町村コード」又は②②「主たる営業所の所在地市町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 13 ①③「相続後の主たる営業所の所在地」又は②③「主たる営業所の所在地」の欄は、11により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー（ハイフン）を用いて、例えば霞ヶ関②ー①ー①③□のように記入すること。
- 14 ①④又は②④のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー（ハイフン）で区切り、例えば①③ー⑤②⑤③ー⑧①①①□のように左詰めで記入すること。
- 15 ①⑥又は②⑥のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ相続人又は被相続人が現在許可を受けている建設業について記入すること。
「許可番号」の欄の「大臣コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば①①①②③④又は①①月①①日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 16 ①⑦「被相続人が許可を受けていた建設業」の欄は、この申請により相続の認可を申請する被相続人が許可を受けていた建設業を7と同じ要領で記入すること。
- 17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

相 繼 認 可 申 請 書

(第 1 面)

この申請書により、建設業の相続の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
岐阜県知事

岐阜市薮田南2-1-1
岐阜建設
事業主 岐阜 太

申請者 相続人 岐阜建設 事業主 岐阜 太郎

被死相続人の日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

被相続人の死亡日を記載します。

引き続き使用する
許可番号

相続後に使用する許可番号を記載します。
※許可業者同士の相続の場合、使用する許可番号を選択可。

相続後に相続人が営業
しようとする建設業

商号又は名称
のフリガナ 07 3 5

A horizontal bar chart showing the distribution of a variable across different categories. The x-axis labels are: All, Male, Female, Other, Asian, Black, White, Hispanic, Two or more races, and American Indian/Alaskan Native. The y-axis ranges from 0 to 100. The bars are colored: All (blue), Male (orange), Female (green), Other (red), Asian (purple), Black (pink), White (yellow), Hispanic (teal), Two or more races (light blue), and American Indian/Alaskan Native (light green). The 'White' bar is the highest, reaching approximately 95%.

商 号 又 是 名 称 0 8

氏 フ リ ナ の ナ 0 9

氏名 10 項番07~15(一)

被相続人との続柄

番06～14の記
相続後の主たる
当事者の所在地

(相続人につ
きの記入欄)

相続後の主たる地
営業所の所在地

3

郵便番号 14

..... 3

兼業の有無

八日
知事
3
國士高達上原

許可番号 16 国土交通大臣 許可
知事

更多100+模範句+聽說單元

項番16は相続人が許可業者の場合記入します。

被相続人が死亡時点で保有していた全ての許可について記載します。一部の承継は不可のため、相続できない業種については認可申請前に相続人が一部廃業届を提出します。

A 4)

＜被相続人に関する事項＞

許可を受けていた業種 17 

商 号 又 は 名 称
の フ リ ガ ナ

商 号 又 是 名 称 1 9

氏 フ リ ネ ガ の ナ 2 0

主たる営業所の所在地市区町村コード 22番06~14の記載例をご参照ください。

主たる営業所の所在地 2 3 (被相続人について記載。)

郵便番号 243

© 2013 Pearson Education, Inc.

兼業の有無 2 5

大臣コード
知事 許可年月日

役員等、営業所及び営業所技術者等については別紙による。

連絡先

所屬等

733

様式第二十二号の十一（第十三条の三関係）

（用紙A4）

誓 約 書

申請者は、第13条の3第6項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 年 月 日
申請者

地方整備局長
北海道開発局長
岐阜県知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

○申請時点で様式7号の3が提出できない場合に提出します。

○本様式を提出した場合、認可日から2週間以内に様式7号の3及び健康保険等の加入確認資料を提出する必要があります。

様式二十二号の十二（第十三条の三関係）

届出書

令和6年4月1日

岐阜県知事 殿

届出者 岐阜建設

事業主 岐阜 太郎

以下のとおり、国土交通大臣に相続の認可の申請を行いましたので、
相続人
~~被相続人~~

に関する事項について、届出をします。

1. 届出をする 相続人
~~被相続人~~ に関する事項

名称	岐阜建設
許可番号	岐阜県知事許可（般一5）第555555号
許可を受けている 建設業	電

2. 届出者に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている 建設業	

3. その他

認可の申請	申請先の地方整備局等	○○地方整備局
	申請を行った日	令和6年4月1日
被相続人の死亡日		令和6年3月15日

記載要領

1 「相続人
~~被相続人~~」については、不要なものを消すこと。

2 1. の届出が相続人に関するものであるときは、2. の届出者に関する事項の記載は要しない。

役員等確認表

[新規申請 更新申請 役員等変更(追加)]

該当するものを塗りつぶす

追加される者について記載

令和 年 月 日

商号又は名称	岐阜建設（株）						
--------	---------	--	--	--	--	--	--

カナ氏名		漢字氏名		生年月日				住所 ※勤務先となる営業所の所在地
名字（姓）	名前（名）	名字（姓）	名前（名）	元号 (S・H)	年	月	日	
ギフ	ヤブタ	岐阜	薮田	S	11	11	11	岐阜市薮田南2-1-1
株主等も記載対象 (監査役のみは除く)		漢字は省略せず、住民票等に 記載された文字を使用する						

* 岐阜県知事に対し建設業許可の新規申請、更新申請をする場合、岐阜県知事許可業者の方で役員等について変更(追加)があった場合に提出して下さい。

* 役員等一覧表（様式第1号別紙1）に記載された役員等、株主等、建設業法施行令第3条に規定する使用人（支店長、営業所長 等）、事業主、支配人について記載して下さい。

* 許可申請書、変更届に綴じ込まず、別途提出して下さい。

岐阜県様式

経営業務管理責任者に準ずる地位にあって 経営業務を補佐した経験の証明書

証明を受ける者

住 所 岐阜市薮田南 2-1-1

氏 名 岐阜 次郎

上記の者は、次のとおり、経営業務管理責任者に準ずる地位にあって、建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、建設工事の請負契約等の締結、建設業に関する経営業務に全般的にわたって従事し、経営業務を補佐していた事実に相違ないことを証明します。

令和6年4月1日

岐阜県知事 様

証明者

住 所 岐阜市薮田南 2-1-1

氏 名 岐阜建設株式会社

代表取締役 岐阜 太郎

被証明者との関係 建設部長

建設業の許可番号 (般 特-3) 第333333号

証明者から見た被証明者との関係
例：役員、○○部長、●●マネージャー等
※組織図、事務分掌規程等社内規定を確
認し、記載願います。

1 勤務時の地位等の期間及び名称

期 間	職制上の地位の名称
平成21年 4月 1日 ~ 平成27年 3月31日	建設部従業員
平成27年 4月 1日 ~ 平成31年 3月31日	建設課長
平成31年 4月 1日 ~ 現在に至る	建設部長

2 組織図 (法人の場合) 別紙のとおり

※ 証明者は、原則として補佐業務に従事した勤務先とする。ただし、死亡・倒産等で証明ができない際には、法人であった場合は元役員、個人であった場合は他の専従者等を証明者とできる(この場合、登記事項証明書又は税務申告書を添付すること)